

ベトナム 知的財産法

※なお、本件は参考仮訳です。最終的な御確認は、あくまでも原文において行われるよう、お願いいたします。

※青字部分が改訂部分。

2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号 (2006 年 7 月 1 日施行) を改正した
2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号 (2010 年 1 月 1 日施行予定)

目次

第 I 部 総則

- 第 1 条 規制の範囲
- 第 2 条 適用対象
- 第 3 条 知的所有権の対象
- 第 4 条 用語の解釈
- 第 5 条 法律の適用
- 第 6 条 知的所有権の発生, 確定の根拠
- 第 7 条 知的所有権の制限
- 第 8 条 知的所有権に関する国家の方針
- 第 9 条 知的所有権保護における組織, 個人の権利及び責任
- 第 10 条 知的所有権に係る国家行政の内容
- 第 11 条 知的所有権についての国家行政の責任
- 第 12 条 知的所有権手数料及び料金

第 II 部 著作権及び隣接権

第 I 章 著作権及び隣接権の保護条件

- 第 1 節 著作権の保護条件
- 第 13 条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者, 所有者
- 第 14 条 保護著作物の形態
- 第 15 条 著作権保護からの除外対象
- 第 2 節 隣接権の保護条件
- 第 16 条 隣接権の保護される組織, 個人
- 第 17 条 隣接権保護の対象

第 II 章 著作権, 隣接権の保護の内容, 制限及び期間

- 第 1 節 著作権の保護の内容, 制限及び期間
- 第 18 条 著作権
- 第 19 条 人格権
- 第 20 条 所有権
- 第 21 条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権
- 第 22 条 コンピュータ・プログラム及び編集に対する著作権

- 第 23 条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権
- 第 24 条 文学的，美術的及び科学的著作物に対する著作権
- 第 25 条 許可を取得せず，ロイヤルティ，報酬も支払わずにする公表著作物の使用
- 第 26 条 許可を取得しないが，ロイヤルティ，報酬を支払ってする公表著作物の使用
- 第 27 条 著作権保護の期間
- 第 28 条 著作権侵害
- 第 2 節 隣接権の内容，制限及び期間
- 第 29 条 実演者の権利
- 第 30 条 レコードの制作者の権利
- 第 31 条 放送組織の権利
- 第 32 条 許可を取得せず，ロイヤルティ及び報酬も支払わずにする隣接権の行使
- 第 33 条 許可を取得しないが，ロイヤルティ及び報酬を支払ってする隣接権の行使
- 第 34 条 隣接権の保護期間
- 第 35 条 隣接権侵害
- 第 III 章 著作権所有者及び隣接権所有者**
- 第 36 条 著作権所有者
- 第 37 条 著作権所有者が著作者である場合
- 第 38 条 著作権所有者が共同著作者である場合
- 第 39 条 著作権所有者が，著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織，個人である場合
- 第 40 条 著作権所有者が相続人である場合
- 第 41 条 著作権所有者が著作権譲受人である場合
- 第 42 条 著作権所有者が国家である場合
- 第 43 条 公共の著作物
- 第 44 条 隣接権所有者
- 第 IV 章 著作権，隣接権の譲渡**
- 第 1 節 著作権，隣接権の譲渡
- 第 45 条 著作権，隣接権の譲渡に関する総則
- 第 46 条 著作権／隣接権の譲渡に係る契約
- 第 2 節 著作権，隣接権の行使の移転
- 第 47 条 著作権，隣接権の行使の移転に関する総則
- 第 48 条 著作権，隣接権の行使の移転に係る契約
- 第 V 章 著作権及び隣接権の登録証明**
- 第 49 条 著作権及び隣接権の登録
- 第 50 条 著作権／隣接権の登録出願
- 第 51 条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄

第 52 条 著作権／隣接権の登録証を交付する期限

第 53 条 著作権／隣接権の登録証の効力

第 54 条 著作権，隣接権の登録簿及び公告

第 55 条 著作権登録証，隣接権登録証の再交付，差替又は効力の無効

第 VI 章 著作権，隣接権の分野における代理，コンサルティング及びサービス組織

第 56 条 著作権及び隣接権の共同管理組織

第 57 条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織

第 III 部 工業所有権

第 VII 章 工業所有権の保護に係る要件

第 1 節 発明に係る保護要件

第 58 条 保護に適格な発明に係る一般的要件

第 59 条 発明として保護されない主題

第 60 条 発明の新規性

第 61 条 発明の進歩性

第 62 条 発明の産業上の利用可能性

第 2 節 工業意匠に係る保護要件

第 63 条 保護に適格の工業意匠に係る一般的要件

第 64 条 工業意匠として保護されない主題

第 65 条 工業意匠の新規性

第 66 条 工業意匠の創作性

第 67 条 意匠の工業上の利用可能性

第 3 節 回路配置に係る保護要件

第 68 条 保護に適格な回路配置に係る一般的要件

第 69 条 回路配置として保護されない主題

第 70 条 回路配置の独創性

第 71 条 回路配置の商業的新規性

第 4 節 標章に係る保護要件

第 72 条 保護に適格な標章に係る一般的要件

第 73 条 標章として保護されない標識

第 74 条 標章の識別性

第 75 条 周知標章の認定に係る基準

第 5 節 商号に係る保護要件

第 76 条 保護に適格な商号に係る一般的要件

第 77 条 商号として保護されない主題

第 78 条 商号の識別性

第 6 節 地理的表示の保護要件

第 79 条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件

第 80 条 地理的表示として保護されない主題

第 81 条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質

第 82 条 地理的表示に関する地理的条件

第 83 条 地理的表示に対応する地理的地域

第 7 節 営業秘密に係る保護要件

第 84 条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

第 85 条 営業秘密として保護されない主題

第 VIII 章 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定

第 1 節 発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示の登録

第 86 条 発明、工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利

第 87 条 標章の登録を受ける権利

第 88 条 地理的表示を登録する権利

第 89 条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法

第 90 条 先願の原則

第 91 条 優先権の原則

第 92 条 保護証書

第 93 条 保護証書の効力

第 94 条 保護証書の効力の維持及び更新

第 95 条 保護証書の効力の終了

第 96 条 保護証書の無効

第 97 条 保護証書の補正

第 98 条 工業所有権の国家登録簿

第 99 条 保護証書に関する決定の公告

第 2 節 工業所有権登録出願

第 100 条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

第 101 条 工業所有権登録出願の単一性についての要件

第 102 条 発明登録出願に係る要件

第 103 条 工業意匠登録出願に係る要件

第 104 条 回路配置登録出願に係る要件

第 105 条 標章登録出願の要件

第 106 条 地理的表示出願の要件

第 107 条 工業所有権関連の手続における代理権付与

第 3 節 工業所有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係る手続

第 108 条 工業所有権登録出願の受領；出願日

第 109 条 工業所有権登録出願の方式審査

第 110 条 工業所有権登録出願の公開
第 111 条 公開前の発明登録出願，工業意匠登録出願の秘密保持
第 112 条 保護証書付与に関する第三者意見
第 113 条 発明登録出願の実体審査請求
第 114 条 工業所有権登録出願の実体審査
第 115 条 工業所有権登録出願の補正，補充，分割及び変更
第 116 条 工業所有権登録出願の取下
第 117 条 保護証書付与の拒絶
第 118 条 保護証書の付与，登録簿への記入
第 119 条 工業所有権登録出願を処理する期限
第 4 節 国際出願及びその処理
第 120 条 国際出願及びその処理

第 IX 章 工業所有権の所有者，範囲及び制限

第 1 節 工業所有権の所有者及び範囲
第 121 条 工業所有権所有者
第 122 条 発明，工業意匠及び回路配置の創作者並びにそれらの者の権利
第 123 条 工業所有権所有者の権利
第 124 条 工業所有権の行使
第 125 条 工業所有権の他人による行使を防止する権利
第 126 条 発明，工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為
第 127 条 営業秘密に対する権利の侵害行為
第 128 条 試験資料の秘密を保持する義務
第 129 条 標章，商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為
第 130 条 不正競争の行為
第 131 条 発明，工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利
第 2 節 工業所有権の制限
第 132 条 工業所有権を制限する要因
第 133 条 国家の代理として発明を使用する権利
第 134 条 発明及び工業意匠に対する先使用权
第 135 条 発明，工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務
第 136 条 発明及び標章を使用する義務
第 137 条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務
第 X 章 工業所有権の移転
第 1 節 工業所有権の譲渡
第 138 条 工業所有権の譲渡に関する総則
第 139 条 工業所有権の譲渡に対する制限

第 140 条 工業所有権の譲渡契約の内容

第 2 節 工業所有権のライセンス許諾

第 141 条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

第 142 条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

第 143 条 工業所有権の行使に係る契約の種類

第 144 条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

第 3 節 発明の強制ライセンス許諾

第 145 条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

第 146 条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

第 147 条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

第 4 節 工業所有権の移転契約の登録

第 148 条 工業所有権の移転契約の効果

第 149 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

第 150 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

第 XI 章 工業所有権代理人

第 151 条 工業所有権代理業務

第 152 条 工業所有権代理人の権利の範囲

第 153 条 工業所有権代理人の責任

第 154 条 工業所有権代理業務を遂行する条件

第 155 条 工業所有権代理人としての実務に係る条件

第 156 条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消

第 IV 部 植物品種に係る権利

第 XII 章 植物品種の保護に係る条件

第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人

第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件

第 159 条 植物品種の新規性

第 160 条 植物品種の識別性

第 161 条 植物品種の均一性

第 162 条 植物品種の安定性

第 163 条 植物品種の名称

第 XIII 章 植物品種に係る権利確定

第 1 節 植物品種に係る権利確定

第 164 条 植物品種に係る権利登録

第 165 条 植物品種に係る権利を求める出願様式の提出

第 166 条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則

第 167 条 出願様式に係る優先権原則

第 168 条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿

第 169 条 植物品種保護証の効力

第 170 条 植物品種保護証の効力の取消及び回復

第 171 条 植物品種保護証の無効

第 172 条 植物品種保護証の補正又は再交付

第 173 条 保護証に関係する決定の公告

第 2 節 保護登録出願の出願様式及び処理手続

第 174 条 保護登録出願

第 175 条 出願様式の受領；提出日

第 176 条 出願様式の効力の審査

第 177 条 保護出願様式の公開

第 178 条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査

第 179 条 出願様式の修正及び補充

第 180 条 登録に係る出願様式の取下

第 181 条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見

第 182 条 植物品種保護証の付与の拒絶

第 183 条 植物品種保護証の付与

第 184 条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限

第 1 節 植物品種に係る権利の内容

第 185 条 育成者の権利

第 186 条 保護証所有者の権利

第 187 条 保護証所有者の権利の範囲

第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為

第 189 条 植物品種に係る暫定的権利

第 2 節 植物品種に係る権利の制限

第 190 条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限

第 191 条 所有者及び育成者の義務

第 XV 章 植物品種に係る権利の移転

第 192 条 植物品種の使用に係る権利の移転

第 193 条 ライセンス許諾契約における当事者の権利

第 194 条 植物品種に係る権利の譲渡

第 195 条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

第 196 条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続

第 197 条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

第 V 部 知的所有権の保護

第 XVI 章 知的所有権の保護に関する総則

第 198 条 自身による保護に対する権利

第 199 条 知的所有権の侵害行為に対する救済

第 200 条 知的所有権の侵害を取り扱う当局

第 201 条 知的所有権の検査, 査定

第 XVII 章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

第 202 条 民事救済

第 203 条 訴訟当事者の権利及び立証責任

第 204 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

第 206 条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

第 207 条 暫定的措置

第 208 条 暫定的措置を請求する者の義務

第 209 条 暫定的措置適用の終了

第 210 条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

第 XVIII 章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱 ; 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 1 節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第 211 条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第 212 条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

第 213 条 知的所有権の偽造商品

第 214 条 行政罰及び矯正措置

第 215 条 予防措置の適用

第 2 節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 216 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

第 217 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続

第 219 条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

第 VI 部 施行規定

第 220 条 経過規定

第 221 条 効力

第 222 条 施行指針

第 I 部 総則

第 1 条 規制の範囲

本法は著作権、著作隣接権、工業所有権、植物品種の権利、及びこれらの権利の保護について規定する。

第2条 適用対象

本法は、本法及びベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約において規定された要件を満たすベトナムの組織及び個人並びに外国の組織及び個人に適用される。

第3条 知的所有権の対象

(1)著作権の対象は、文学的、美術的及び科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。

(2)工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示を含む。

(3)植物品種の権利の対象は、植物の増殖素材及び収穫素材を含む。

第4条 用語の解釈

次の用語は、本法において次の通り理解しなければならない。：

(1)知的所有権とは、組織又は個人の有する知的所有権であり、著作権、著作隣接権、工業所有権及び植物品種の権利を含む。

(2)著作権とは、組織又は個人により創出され又は所有される著作物に対するそれらの者の権利である。

(3)著作隣接権(以下「隣接権」という)とは、実演、録音、録画、放送番組、暗号化された番組を搬送する衛星信号に係る組織又は個人の権利である。

(4)工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。

(5)植物品種の権利とは、組織又は個人により創出され又は発見及び開発され、かつ当該組織又は個人の所有権に該当する植物新品種に対する当該組織又は個人の権利である。

(6)知的所有権所有者とは、知的所有権の所有者、又は当該所有者よりその権利の譲渡を受けた組織若しくは個人である。

(7)著作物とは、その表現の態様又は形態の如何を問わず、文学的、美術的及び科学的分野において創出された各制作物である。

(8)二次的著作物とは、1の言語から他の言語に翻訳され、改作され、修正され、変形され、編集され、注釈が付され、また精選された著作物である。

(9)公表著作物、レコードとは、十分な量の写しを以って公衆へ頒布することを目的として、著作権所有者、隣接権所有者の承諾を得て、既に公開されている著作物又はレコードである。

(10)複製するとは、態様又は形態の如何を問わず、著作物又はレコードの1または複数の写しを作成することをいい、電子形式による当該著作物の写しの作成を含む。

(11)放送とは、有線又は衛星によるものも含めた無線手段により、公衆が選択した場所又は

時間において受信できるように、著作物、実演、レコード若しくは放送番組の音響、又は映像及び音響を公衆へ送信することをいう。

(12)発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である。

(13)工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外観である。

(14) 半導体集積回路とは、その最終形態又は中間形態での製品であって、少なくとも 1 つの能動素子を含む素子及び相互接続の一部又は全部が半導体材料中又はその上に集積的に形成されたものであり、かつ、電子的機能を果たすことを意図したものをいう。「集積回路」は「IC」、「チップ」及び「マイクロ電子回路」と同義語である。

(15)半導体集積回路の回路配置(以下「回路配置」という)とは、半導体集積回路における回路素子及び当該素子の相互連結の 3 次元配置である。

(16) 商標とは、異なる組織又は個人の商品又はサービスを識別するために使用される何らかの標識である。

(17)団体標章とは、当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章である。

(18)証明標章とは、出所、素材、原材料及び商品生産の方法又はサービス提供の方法、当該商品又はサービスの品質、正確度、安全性又はその他の特質に係る特質を証明するために、組織、個人が自らの商品又はサービスに使用することをその所有者により許諾された標章である。

(19)連合標章とは、同一所有者により登録される標章であって、同一か又は相互に類似し、同一若しくは類似の又は相互関連の商品及びサービスに使用される標章である。

(20)周知標章とは、ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である。

(21)商号とは、当該名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するため、事業上使用される組織又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。

(22)地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識である。

(23)営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

(24)植物品種とは、最低の既知順位、形態的均一性、増殖循環における安定性についての単一植物分類群内の植物群であって、遺伝子型又は遺伝子型の組合せにより表現された表現型により識別することができ、また少なくとも 1 の遺伝子的表現型において他の植物群から識別することができるものである。

(25)保護証書とは、発明、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示の権利及び植物品種の権利を確定するために国家当局により組織、個人に対して付与される書類である。

(26)増殖素材とは、増殖又は栽培用の新しい植物に成長し得る植物或いはその部分である。

(27)収穫素材とは、増殖素材を栽培して得た植物又はその部分である。

第5条 法律の適用

(1) 本法に規定されていない知的所有権関連の民事紛争が存在する場合は、民法典の規定が適用される。

(2) 本法の知的所有権に関する規定と他の法律の規定との間に相違が存在する場合は、前者が適用される。

(3) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の規定が本法の規定に抵触する場合は、前者が適用される。

第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

(1) 著作権は、著作物がその内容、品質、形態、手法又は言語に拘らず一定の実質的形態で創作され、かつ、表現された瞬間に発生するものとし、それが公表又は登録されているか否かを問わない。

(2) 隣接権は、実演、レコード、放送番組及び暗号化された番組を搬送する衛星信号が著作権を害することなく固定された瞬間に発生する。

(3) 知的所有権は、次の通り確定する。

(a) 発明、意匠、回路配置、標章及び地理的表示における工業所有権は、本法に規定する登録手続に従う保護証書の付与に関し、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。

(b) 商号に対する工業所有権は、当該商号の適法な使用に基づいて確定する。

(c) 営業秘密に対する工業所有権は、当該営業秘密の適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する。

(d) 不正競争の防止についての権利は、事業における競争に基づいて確定する。

(4) 植物新品種の権利は、本法に規定する登録手続に従う植物品種保護証書の付与に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。

第7条 知的所有権の制限

(1) 知的所有権所有者は、本法に規定する保護の範囲及び期間の範囲内でその者の権利を行使することができる。

(2) 知的所有権の行使は、国益、他の組織又は個人の、公的若しくは正当な権利及び利益を侵害してはならず、関係法の他の適用規定に違反してはならない。

(3) 国家の防衛、安全保障、人民の生存並びに本法において言及する国家及び社会の他の利益を保証するための状況下において、国家は、知的所有権所有者の権利の行使をそれらの者に対して禁止し若しくは制限する権利、又は他の組織若しくは個人が、適切な条件に従うことを条件として、それらの者の1又は2以上の権利を使用することを許諾するようそれらの者に強制する権利を有する。国家の秘密としての発明に対する権利の制限は、政府

の諸規定に従って行う。

第 8 条. 知的所有権に関する国家の方針

- (1) 知的所有権所有者及び公益の等しい利益を保証することを根拠として組織及び個人の知的所有権を承認し、かつ、保護すること、また社会道徳、公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的所有権を保護しないこと
- (2) 社会経済的發展に貢献し、かつ、人民の物質的及び精神的生活を向上させるため、創造活動、知的所有権資産の利用を奨励し、かつ、促進すること
- (3) 公益のために知的所有権の譲渡、利用に財政的支援を提供すること、また国内及び外国の組織、個人に対し、創造活動及び知的所有権保護に融資することを奨励すること
- (4) 知的所有権保護の分野及び知的所有権保護に係る科学技術の研究、応用の分野に関係する職員、公務員及び国民の研修、向上に優先権を与えること
- (5) 国の経済社会發展及び国際経済との統合を図って社会全体に対して知的所有権保護体制の能力の向上に投資することを奨励すること

第 9 条 知的所有権保護における組織、個人の権利及び責任

如何なる組織、個人も、自己の知的所有権を保護するため、法律により許容された適切な措置を講じる権利及び責任を有し、かつ、本法及び法律の他の適用規定に従い他人の知的所有権を尊重しなければならない。

第 10 条 知的所有権に係る国家行政の内容

- (1) 知的所有権保護に関する戦略及び政策の実施についての立案及び指示
- (2) 知的所有権に関する法定文書の公布及び整備
- (3) 知的所有権行政機構の組織化、知的所有権担当職員の研修及び養成
- (4) 著作権登録証、隣接権登録証、工業所有権保護証、植物品種保護証の交付及びそれらに関する他の手続の執行
- (5) 知的所有権の法令遵守についての検査及び管理、不服申立解決及び告発並びに知的所有権の法令に係る違反の取扱
- (6) 知的所有権に関する情報及び統計についての活動の組織化
- (7) 知的所有権の査定活動の組織化及び管理
- (8) 知的所有権の知識及び法律についての教育、宣伝、普及
- (9) 知的所有権に関する国際協力

第 11 条 知的所有権についての国家行政の責任

- (1) 政府は、知的所有権についての国家行政権を集中的に行使する。
- (2) 科学技術省は、知的所有権の国家行政の遂行について主導し、文化スポーツ観光省、農業地方開発省と調整することについて政府に対して責任を負い、かつ、知的所有権の国家行政を遂行する。

文化スポーツ観光省は、その責任及び権限内で著作権及び隣接権の国家行政を執行する。
農業地方開発省は、その責任及び権限内で植物品種における権利の国家行政を執行する。

(3) 各省、省レベルの又は政府直属の当局は、その責任及び権限の範囲内で、科学技術省、文化情報省、農業地方開発省、中央政府管轄下の省及び都市の人民委員会との、知的所有権に係る国家行政の執行に際しての調整に責任を負うものとする。

(4) 全レベルでの人民委員会は、その権限内で地方地区における知的所有権の国家行政を執行する。

(5) 政府は、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業地方開発省及び全レベルでの人民委員会の、知的所有権に係る国家行政についての権限及び責任に関して規制する。

第 12 条 知的所有権手数料及び料金

組織及び個人は、本法及び関係法令の規定に従い知的所有権関係の手続を行う時は、手数料及び料金を納付しなければならない。

第 II 部 著作権及び隣接権

第 I 章 著作権及び隣接権の保護条件

第 1 節 著作権の保護条件

第 13 条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者、所有者

(1) 保護された著作権を有する組織及び個人は、直接当該著作物を創作した者及び第 37 条から第 42 条までに規定する著作権所有者を含む。

(2) (1)に規定する著作権の著作者及び所有者は、ベトナムの組織、個人を含み、また、その著作物がベトナムにおいて最初に公表されたが、如何なる外国においても公表されていないか、又は外国におけるその最初の公表から 30 日以内にベトナムにおいても公表された外国の組織、個人を含み、並びに、その著作物が、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従いベトナムにおける保護に適格である外国の組織、個人を含む。

第 14 条. 保護著作物の形態

(1)保護される文学的、美術的及び科学的著作物は、次のものを含む。

(a)文学的及び科学的著作物、教科書、教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物

(b) 講演、プレゼンテーション及びその他の演説

(c) ジャーナリズムの著作物

(d) 音楽の著作物

(d) 演劇の著作物

(e)映画の著作物及び類似の方法により創作された著作物(以下「映画の著作物」という)

(g) 美術の著作物及び応用美術の著作物

(h) 写真の著作物

(i) 建築の著作物

(k) 地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形、スケッチ、地図、図面

(l) 民俗芸術的及び文学的著作物

(m) コンピュータ・プログラム及びデータ編集

(2)二次的著作物については、それらが二次的著作物を作るのに使用された著作物に係る著作権を侵害しないときにのみ、(1)に従い保護されるものとする。

(3)(1)及び(2)に規定する保護著作物は、他人の著作物を複製することなく著作者の知能により直接創出されたものでなければならない。

(4)政府は(1)の規定に従い保護著作物の形態について詳細な指針を制定する。

第 15 条 著作権保護からの除外対象

(1) 通信目的のみの情報

(2) 法規書類、行政書類、その他の法務分野の書類及びそれらの公定翻訳文

(3) 工程、システム、操作法、定義、原理、及び統計

第 2 節 隣接権の保護条件

第 16 条 隣接権の保護される組織、個人

(1) 俳優、歌手、音楽家、ダンサー並びに文学的及び美術的著作物を実演するその他の者(以下「実演者」という)

(2) 第 44 条(1)に規定する実演の所有者である組織、個人

(3) 実演の音響、映像、又はその他の音響及び映像の固定化を最初にする組織、個人(以下「レコードの制作者」という)

(4) 放送の主導権を握り、かつ、放送を実施する組織(以下「放送組織」という)

第 17 条 隣接権保護の対象

(1) 実演は、次の場合の 1 であるときは、保護されるものとする。

(a) ベトナム又は外国において実演されたベトナム市民の実演

(b) ベトナムにおいて実演された外国人の実演

(c) レコードに固定化された実演であって、第 30 条に従い保護されるもの

(d) レコードに固定化されていないが放送される実演であって、当該放送が第 31 条に従い保護されるもの

(dd) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される実演

(2) レコードについては、次の場合の 1 であるときは、保護されるものとする。

(a) ベトナム国籍を有する制作者のレコード

(b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される制作者のレコード

(3) 放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号については、それが次の場合の 1 であるときは、保護されるものとする。

(a) ベトナム国籍を有する組織の放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号

(b) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従い保護される放送、暗号化された番組を搬送する衛星信号

(4) 実演、レコード、並びに放送及び暗号化された番組を搬送する衛星信号は、それらが著作権行使に影響を及ぼさないことを条件として、(1)、(2)、(3)の規定に従い保護されるものとする。

第Ⅱ章 著作権、隣接権の保護の内容、制限及び期間

第1節 著作権の保護の内容、制限及び期間

第18条 著作権

本法に規定する著作物に対する著作権は、人格権及び所有権を含む。

第19条 人格権

人格権は、次の権利を含む。

- (1) その者の著作物を命名すること
- (2) その者の実名又は筆名を著作物に入れること、またその者の著作物が公表され又は使用されるときに、その者の実名又は筆名を掲載させること
- (3) その者の著作物を公表し又は他人にそうすることを委任すること
- (4) その者の著作物の完全性を保護すること、また何らかの改作、損傷、歪曲又はその者の名誉及び威信を害する何らかの形態でのその他の変更に異議を唱えること

第20条 所有権

- (1) 所有権は、次のものを含む。
 - (a) 二次的著作物を創作すること
 - (b) 著作物を公衆に実演すること
 - (c) 著作物を複製すること
 - (d) 著作物の原本又は写しを公衆に頒布すること
 - (dd) 著作物を、有線又は無線手段により、電子情報ネットワークを通じて、又はその他何らかの技術的手段により公衆に伝達すること
 - (e) 映画の著作物又はコンピュータ・プログラムの原本又は写しを貸し渡すこと
- (2) (1)にいう権利は、著作者若しくは排他的著作権所有者により又は本法に従って当該所有者の許可を有する他人により行使されるものとする。
- (3) (1)及び第19条(3)に規定する権利の1、いくつか又は全部を実施又は使用する組織、個人は当該著作権所有者からの許可を求め、かつ、それら所有者にロイヤルティ、報酬を支払い及び他の物的支給をしなければならない。

第21条 映画の著作物及び演劇の著作物に対する著作権

- (1) 監督、編集者、カメラマン、助監督、作曲家、美術デザイナー、音響係、照明係、スタジオ・アーティスト、スタジオ装置マネージャー、ハイテク担当者及び映画の著作物に係る創造的仕事を行うその他の者は、第19条(1)、(2)及び(4)に規定する権利並びに合意したその他の権利を有する。

監督、編集者、振付師、作曲家、美術デザイナー、音響係、照明係、舞台アーティスト、舞台設備マネージャー、ハイテク担当者及び演劇の著作物に係る創造的仕事を行うその他の者は、第19条(1)、(2)及び(4)に規定する権利並びに合意した他の権利を有する。

- (2) 映画の著作物及び演劇の著作物の制作に資金並びに物質的及び技術的設備を投資する組織及び個人は、第19条(3)及び第20条に規定する権利の所有者とする。

(3) (2)に規定する組織及び個人は、(1)に規定する者との合意により決定されたロイヤルティ、報酬を支払い及びその他の物的支給をする義務を有する。

第 22 条 コンピュータ・プログラム及び編集物に対する著作権

(1) コンピュータ・プログラムとは、コマンド、コード、ダイアグラム等の形態で表現される 1 揃の命令であって、一定の成果を得るためにコンピュータにより読み取り可能なものである。

コンピュータ・プログラムは、ソース・コードにより表現されるか又はオブジェクト・コードにより表現されるかに拘らず、文学的著作物として保護されるものとする。

(2) 編集物とは、電子的形態又はその他により、書類の選択、配置において示される創造的方法によるデータの収集物である。

第 23 条 民俗芸術的及び文学的著作物に対する著作権

(1) 民俗芸術的及び文学的著作物とは、地域社会の期待感を反映する、地域社会又は個人の伝統を根拠とした集団的創作物であって、その表現が地域社会の文化的及び社会的特質に適切であり、かつ、その基準及び価値が口伝的に又は模倣などにより伝承されるものをいう。民俗芸術的及び文学的著作物は、次のものを含む。

(a) 民話、詩及び謎

(b) 民謡及び民俗器楽

(c) フォーク・ダンス、遊戯、儀式及びゲーム

(d) 何らかの材料で創作される楽器、図面、絵画、彫刻、建築の模型

(2) 当該著作物を使用するときは、組織及び個人は、民間伝承のそれらの表現の出所を表示し、かつ、それらの現実の価値を保護しなければならない。

第 24 条 文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権

第 14 条(1)にいう文学的、美術的及び科学的著作物に対する著作権の保護については、政府がこれを規定する。

第 25 条. 許可を取得せず、ロイヤルティ、報酬も支払わずにする公表著作物の使用

(1) 許可を取得せず、ロイヤルティ、報酬も支払わずにする公表著作物の使用には、次の形態がある。

(a) 科学的研究及び個人教授の目的で単一の写しを作成すること

(b) 注釈のため又は自身の著作物における説明のための合理的な著作物の引用であって、それらの内容の変更なしに行うもの

(c) 記事、定期刊行物、ラジオ及びテレビ番組、並びにドキュメンタリー映画に使用するための著作物からの引用であって、それらの内容の変更なしに行うもの

(d) 商業目的でなく学校教育のための著作物からの引用であって、内容の変更なしに行うもの

(d) 研究目的での図書館における保管図書用の著作物の複製

(e) 文化振興集会又は宣伝キャンペーンにおいて演劇作品及び他の形態での実演芸術を無料

で実演すること

(g) 公共情報及び教育目的で実演を直接に記録及び報道すること

(h) 紹介の目的で既に公表展示された美術、写真及び応用美術の著作物を写真撮影又はテレビ放映すること

(i) 著作物をブライユ点字等へ翻訳すること

(k) 個人使用のみのために他人の著作物の写しを輸入すること

(2) (1)に規定する著作物を使用する者及び法人は、当該著作物の通常の利用に如何なる影響も及ぼしてはならず、また著作者又は著作権所有者の権利を害してもならない。それらの者は、著作者の名称及び著作物の出所についての情報を提供しなければならない。

(3) (1)の(a)と(d)における諸規定は、建築物、造形の著作物又はコンピュータ・プログラムには適用されない。

第 26 条. 許可を取得しないが、ロイヤルティ、報酬を支払ってする公表著作物の使用

(1) 広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために公表著作物を直接的かつ間接的に使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。ロイヤルティ、報酬と他の物的な権利、及びお支払いの方法は双方の合意で決められる。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

広告等何らかの形態による資金提供を受けないで放送するために公表著作物を使用する組織は、著作権所有者から許可を取得しなくてもよいが、政府規制に従って使用時点から著作権所有者にロイヤルティ又は報酬を支払わなければならない。

(2) 組織及び個人は、(1)に規定する著作物を使用するときは、著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、かつ、著作者若しくは著作権所有者の権利を害してはならず、また著作者の名称及び当該著作物の出所についての情報を提供しなければならない。

(3) (1)にいう著作物の使用は、映画の著作物には適用されない。

第 27 条. 著作権保護の期間

(1) 第 19 条(1)、第 19 条(2)及び第 19 条(4)に規定する人格権は、無期限に保護されるものとする。

(2) 第 19 条(3)に規定する人格権及び第 20 条に規定する所有権は、次の期間で保護されるものとする。

(a) 映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物、匿名の著作物は、それらの最初の公表から 75 年の保護期間を有する。映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物が固定されてから 25 年以内に公表されなかったときは、保護期間は、当該著作物の固定から 100 年とする。匿名の著作物に関しては、著作者に関する情報が入手可能のときは、保護期間は(b)の規定に従い算定されるものとする。

(b) (a)に言及のない何らか他の種類のその他の著作物は、著作者の生存期間中及びその者

の死亡の年から 50 年間の保護期間を有する。共同作者により創作された著作物に関しては、保護期間は、最後の生存共同作者の死亡の年後 50 年目に終了する。

(c) (a)及び(b)に規定する保護期間は、当該保護期間の終了した年の 12 月 31 日の 24 時に終了する。

第 28 条 著作権侵害

次の行為は、著作権の侵害となる。

- (1) 文学的、美術的、科学的著作物の著作権を盗用すること
- (2) 著作物の作者の名称を詐称すること
- (3) 著作物をその作者の許可なしに公表し、流布させること
- (4) 共同作者の著作物を他の共同作者の許可なしに公表し、流布させること
- (5) 何らかの形態の著作物を修正し、損傷し又は歪曲し、それにより作者の名誉及び威信を害すること
- (6) 作者又は著作権所有者の許可なしに著作物を複製すること。ただし、第 25 条(1)(a)及び第 25 条(1)(dd)に規定する場合を除く。
- (7) 二次的著作物の制作に使用される著作物の作者又は著作権所有者の許可なしに、当該二次的著作物を制作すること。ただし、第 25 条(1)(i)に規定する著作物の使用形態を除く。
- (8) 著作物を、著作権所有者の許可なしに、かつ、法律に基づいてロイヤルティ及び報酬を支払わず並びにその他の物的給付をしないで利用すること。ただし、第 25 条(1)に規定する著作物の使用形態を除く。
- (9) 著作物を、その作者及び著作権所有者に如何なるロイヤルティ、報酬の支払及びその他の物的支給もなしに、貸し渡すこと
- (10) 著作物を、著作権所有者の許可なしに、写真複製し、制作し、流布させ、公表し、展示し、又は放送ネットワーク若しくはデジタル装置により公衆に通信すること
- (11) 著作物を著作権所有者の許可なしに公表すること
- (12) 著作権所有者が自己の著作物を保護するために適用した技術的方法を故意に取り消すこと又は無効にすること
- (13) 著作物の著作権管理に関する電子情報を故意に消去し又は修正すること
- (14) 著作権所有者が自己の著作物に対する著作権を保護するために取った技術的措置を無効にするのにある装置が使用されることを知り又は知る根拠を有しながら、当該装置の 1 部を製作し、組み立て、改作し、頒布し、輸入し、輸出し、販売し、又は貸し渡すこと
- (15) 作者の著作物についての署名が偽造されている当該著作物を制作し、販売すること
- (16) 著作権所有者の許可なしに著作物の写しを輸出し、輸入し、流布させること

第 2 節 隣接権の内容、制限及び期間

第 29 条 実演者の権利

- (1) 同時に出資者でもある実演者は、自らの実演に対する人格権及び所有権を有する。実演者が出資者でない場合は、実演者は人格権を有し、かつ、出資者は当該実演に関する所有

権を有する。

(2) 人格権は、次の権利を含む。

(a) 実演者の名称を、実演若しくはレコードの頒布時、又はその者の実演の放送時に確認させること

(b) その者の実演形象を保護し、その者の名誉及び威信を害するような何らかの形態によるその者の実演の修正、損傷、歪曲に異議を唱えること

(3) 所有権は、次の何れかを実行し又は委任する排他権を含む。

(a) その者のライブ実演をレコードに固定すること

(b) その者の実演の固定を直接的又は間接的に複製すること

(c) その者の未固定実演を公衆に放送し、伝達すること

(d) その者の実演の固定又はその写しを、販売、賃貸又は公衆が入手できる何らか他の技術的手段により、公衆に頒布すること

(4) 組織及び個人は、(3)に規定する権利を実施し、行使するときは、法律の規定又は合意に従い実演者に報酬を支払う義務を有する。

第 30 条. レコードの制作者の権利

(1) レコードの制作者は、次の行為の何れかを実行し又は委任する排他権を有する。

(a) その者のレコードを直接的又は間接的に複製すること。

(b) レコードの原本又は写しを輸入、販売、賃貸若しくは頒布、又は公衆が入手できる何らか他の技術的手段により、公衆に頒布すること。

(2) レコードの制作者は、その者のレコードが公衆に頒布されるときは、物的給付を得る権利を有する。

第 31 条 放送組織の権利

(1) 放送組織は、次の行為の何れかを実行又は委任する排他権を有する。

(a) 放送し又はその放送を再放送すること

(b) その放送を公衆に頒布すること

(c) その放送を固定すること

(d) その放送の固定を再生すること

(2) 放送組織は、その放送番組が記録され、放送され、公衆に頒布されるときは、物的給付を得る権利を有する。

第 32 条 許可を取得せず、ロイヤルティ及び報酬も支払わずにする隣接権の行使

(1) 次の形態の隣接権の行使は、許可の取得並びにロイヤルティ及び報酬の支払を必要としないものとする。

(a) 個人的な科学的研究の目的とする著作物の単一の写しの作成

(b) 教授活動の目的とする著作物の単一の写しの作成。ただし、レコード、又は放送番組が教授のために公表されているときを除く。

(c) 情報提供の目的のみとする合理的な引用

(d) 放送組織が放送する権利を有するときに、それ自体で放送用としてレコードを一時的に制作すること

(2) (1)に規定する権利を行使する者及び法人は、実演、レコード及び放送番組の通常の利用に何ら影響を及ぼしてはならず、また実演者、レコード制作者又は放送組織の権利を害してはならない。

第 33 条. 許可を取得しなくて良いものが、ロイヤルティ及び報酬を支払う必要がある隣接権の行使

(1) 広告等何らかの形態による資金提供を受けて放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。広告等何らかの形態による資金提供を受けないで放送するために商業目的の公表レコードを直接的かつ間接的に使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に政府の諸規定に従って使用時点からロイヤルティ又は報酬を支払う義務がある。

(2) 営業および商業活動で公表レコードを使用する組織及び個人は、著作者、著作権所有者、実演者、録音／録画制作者及び放送組織からの許可を取得する義務はないが、それらの者に合意に基づくロイヤルティ又は報酬を使用時点から支払う義務がある。合意に達することができない場合、政府の諸規定に準じて解決する、又は法律に従って裁判所で判決を受けることになる。

(3) 本条の(1)と(2)にいう権利を使用する組織及び個人は、実演、録音／録画及び放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また実演者、録音／録画制作者及び放送組織の権利を害してはならない。

第 34 条 隣接権の保護期間

(1) 実演者の権利は、実演が固定された年の後 50 年の期間保護されるものとする。

(2) レコードの制作者の権利は、当該レコードの公表された年の後 50 年の期間中、又は当該レコードが公表されていないときは固定された年の後 50 年の期間中保護されるものとする。

(3) 放送組織の権利は、番組が放送された年の後 50 年の期間中保護されるものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)に規定する保護期間は、隣接権の保護期間が終了した年の 12 月 31 日の 24 時に終了する。

第 35 条 隣接権侵害

次の行為は、隣接権の侵害となる。

(1) 実演者、レコードの制作者、放送組織の権利を盗用すること

(2) 実演者、レコードの制作者、放送組織の名称を詐称すること

- (3) 実演者，レコードの制作者，放送組織の許可なしに，固定化された実演，レコード，放送を公表し，制作し，公衆に伝達すること
- (4) 実演者の名誉及び威信を害する何らかの形態で実演を修正，損傷又は歪曲すること
- (5) 実演者，レコードの制作者，放送組織の許可なしに固定化された実演，レコード，放送を複製し，抜粋すること
- (6) 隣接権所有者の許可なしに，電子形式による何らかの権利管理情報を削除又は変更すること
- (7) 隣接権所有者が自己の隣接権を保護するために適用した技術的方法を故意に取り消すか又は無効とすること
- (8) 隣接権所有者の許可なしに電子形式による権利管理情報が削除され又は変更されたことを知り又は知る根拠を有しながら，実演，実演又はレコードの固定化された写しを，頒布し，頒布のために輸入し，放送し，公衆に伝達すること
- (9) ある装置が暗号化された番組を搬送する衛星信号の違法暗号解読に使用されることを知り又は知る根拠を有しながら，当該装置の一部を製作し，組み立て，変形し，頒布し，輸入し，輸出し，販売し，又は貸し渡すこと
- (10) 適法な頒布者の許可なしに，解読された暗号化された番組を搬送する衛星信号を故意に継続的に記録し又は流布させること

第 III 章 著作権所有者及び隣接権所有者

第 36 条 著作権所有者

著作権所有者とは，第 20 条に規定する所有権の一部又は全部を所有する組織，個人である。

第 37 条 著作権所有者が著作者である場合

その者自身の時間，資金並びに他の物理的及び技術的設備を使用することにより自らの著作物を創作する著作者は，第 19 条及び第 20 条に規定する権利を有する。

第 38 条 著作権所有者が共同著作者である場合

- (1) その者自身の時間，資金並びに他の物理的条件を使用することにより著作物を共同創作する共同著作者は，第 19 条に規定する人格権及び第 20 条に規定する所有権を有する。
- (2) (1)に記載する共同著作者により創作された著作物が異なる部分から構成され，その各々が他の部分と別個に使用できる場合は，当該共同著作者は，当該別個の部分について第 19 条及び第 20 条に規定する権利を有する。

第 39 条 著作権所有者が，著作者に責務を課すか又は著作者と契約する組織，個人である場合

- (1) 著作物を創作する責務をその従業者である著作者に割り当てる組織は，別段の合意がある場合を除き，第 20 条及び第 19 条(3)に規定する権利の所有者とする。
- (2) 著作物を創作する著作者と契約する組織，個人は，別段の合意がない限り，第 20 条及び第 19 条(3)に規定する権利の所有者とする。

第 40 条 著作権所有者が相続人である場合

相続に関する法律に従い著作権の相続人である組織、個人は、第 20 条及び第 19 条(3)に規定する権利の所有者とする。

第 41 条. 著作権所有者が著作権譲受人である場合

- (1) 契約による合意に従い第 20 条及び第 19 条の 3.に規定する権利の一部又は全部の譲受人である組織、個人は、著作権所有者であることとする。
- (2) 匿名の著作物を管理している組織、個人は、その作者の名称が明確になるまで所有者としての権利を受けられる。

第 42 条. 著作権所有者が国家である場合

- (1) 次の著作物は、国有著作物とする。
 - (a) 第 41 条(2)に規定する場合を除く匿名の著作物
 - (b) 保護期間中保護されている著作物であつて、その所有権所有者が相続人なしで死亡したか、又は相続人はいても当該著作物の権利を放棄しており若しくは当該権利を有していないもの
 - (c) 著作権所有者により所有権が国家に譲渡されている著作物
- (2) 政府は、国有著作物の使用に関する特別規定を制定する。

第 43 条 公共の著作物

- (1) 保護期間が第 27 条の規定に従い満了した著作物は、公共の著作物とする。
- (2) すべての組織、個人は、第 19 条に規定する作者の人格権を尊重した上で(1)に規定する著作物を使用する権利を有する。
- (3) 政府は、公共著作物の使用に関する特別規定を制定する。

第 44 条 隣接権所有者

- (1) 実演を行うために自らの時間、資金及びその他の物的設備を使用する組織、個人は、関係当事者と別段の合意がない限り、その実演の所有者とする。
- (2) レコードの制作のために自らの時間、資金及びその他の物的設備を使用する組織又は個人は、関係当事者と別段の合意がない限り、そのレコードの所有者とする。
- (3) 放送組織は、関係当事者と別段の合意がない限り、その放送番組の所有者とする。

第 IV 章 著作権、隣接権の譲渡

第 1 節 著作権、隣接権の譲渡

第 45 条 著作権、隣接権の譲渡に関する総則

- (1) 著作権、隣接権の譲渡とは、契約に基づいて又は関係法令に基づいて著作権所有者及び隣接権所有者がする、第 19 条(3)、第 20 条、第 29 条(3)、第 30 条、及び第 31 条に規定する所有者の権利の他の組織、個人に対する譲渡である。
- (2) 著作者は、公表に係る権利を除き、第 19 条に規定する人格権を譲渡することは認められない。実演者は、第 29 条(2)に規定する人格権を譲渡することは認められない。
- (3) 共同所有者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の譲渡は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であ

って、その各々が他の部分とは別々に使用できるもので構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についてのその者の著作権、隣接権を他の組織、個人に対して譲渡する権利を有する。

第 46 条 著作権／隣接権の譲渡に係る契約

(1) 著作権／隣接権の譲渡に係る契約は、書面で締結しなければならない、次の主な内容を含まなければならない。

(a) 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所

(b) 譲渡の理由

(c) 価格及び支払方法

(d) 各当事者の権利及び義務

(dd) 契約違反に対する義務

(2) 著作権、隣接権の譲渡契約の履行、修正、終了及び取消は、民法典の規則が適用されるものとする。

第 2 節 著作権、隣接権の行使の移転

第 47 条 著作権、隣接権の行使の移転に関する総則

(1) 著作権、隣接権の行使の移転とは、著作権、隣接権の所有者が、第 19 条(3)、第 20 条、第 29 条(3)、第 30 条及び第 31 条に規定するそれらの者の排他権の一部又は全部を一定期間行使することを他の個人、組織に対して認めることをいう。

(2) 著作者は、公表に係る権利を除き、第 19 条に規定する人格権の行使を移転させることは認められない。実演者は、第 29 条(2)に規定する人格権の行使を移転させることは認められない。

(3) 共同著作者により創作された著作物、実演、レコード、放送番組に関する著作権、隣接権の行使の移転は、全共同所有者の合意を得なければならない。前記著作物が、異なる部分であって、その各々が他の部分とは別々に使用できるものから構成される場合は、著作権、隣接権の所有者は、その者の部分についての著作権、隣接権のその者の行使を他の組織、個人に対して移転させる権利を有する。

(4) 著作権、隣接権の実施権者である組織、個人は、著作権、隣接権の所有者の同意により当該権利を他の組織、個人に対してサブライセンスすることが許される。

第 48 条 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約

(1) 著作権、隣接権の行使の移転に係る契約は、書面により締結しなければならない、かつ、次の主な内容を含まなければならない。

(a) 移転する者及び移転される者の完全名称及び住所

(b) 移転の理由

(c) 当該権利の移転の範囲

(d) 価格及び支払方法

(dd) 各当事者の権利及び義務

(e) 契約違反に対する義務

(2) 著作権、隣接権の行使の移転契約の履行、修正、終了及び取消には、民法典の規則が適用されるものとする。

第Ⅴ章 著作権及び隣接権の登録証明

第 49 条 著作権及び隣接権の登録

(1) 著作権及び隣接権の登録とは、著作者、又は著作権、隣接権の所有者が出願書類及び添付書類(併せて以下「出願書類」という)を、著作者、著作物、著作権及び隣接権の所有者についての情報を証明するために国家所管当局に提出することをいう。

(2) 著作権／隣接権の登録証を求める出願は、本法に従う著作権及び隣接権の権利を得る必須の手続ではない。

(3) 著作権／隣接権の登録証を付与された組織、個人は、異議申立の証拠が提示された場合を除き、紛争時にそれらの者の著作権、隣接権を立証する義務を負わないものとする。

第 50 条 著作権／隣接権の登録出願

(1) 著作者、著作権、隣接権の所有者は、当該著作権、隣接権の登録を求める出願書類を直接提出し、又は提出することを他の者若しくは組織に委任する権利を有する。

(2) 著作権、隣接権の登録を求める出願書類には、次のものを含まなければならない。

(a) 著作権、隣接権の登録を求める宣言書様式

当該様式は、ベトナム語によるものとし、著作者、著作権、隣接権の所有者又は受任者により署名されなければならない、また出願人についての情報、著作者、著作権、隣接権の所有者についての情報、著作物、実演、レコード又は放送番組の主な内容の要約、著作者の名称及び著作物が二次的著作物であるときは当該二次的著作物を制作するのに使用された著作物、公表のための時間、場所、形態、出願書類で提示された情報に関する関与及び責任を完全に含むものとする。

文化スポーツ観光省は、著作権及び隣接権の登録を求める宣言書様式を規定する。

(b) 著作権登録出願の主題である著作物の写し 2 部、又は隣接権登録出願の主題である固定物の写し 2 部

(c) 出願人が受任者である場合は委任状

(d) 出願人が相続、移転、又は譲渡の結果として他人から出願する権利を取得しているときは、当該権利を立証する書類

(dd) 著作物が共同著作者を有するときは、全共同著作者の合意についての書類

(e) 著作権、隣接権が共有に属するときは、全共有者の合意についての書類

(3) (2)(c)、(d)、(dd)及び(e)に規定する書類は、ベトナム語でなければならない、又はそれらが外国語で作成されるときは、ベトナム語に翻訳されなければならない。

第 51 条 著作権登録証及び隣接権登録証の付与における管轄

(1) 著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する。

(2) 著作権登録証及び隣接権登録証を交付する権限を有する、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、当該証を再交付し、差し替え、又は無効にする権限も有する。

(3) 政府は、著作権登録証及び隣接権登録証の交付、差替及び無効に係る条件、命令、及び手続について特定規定を制定する。

(4) 文化スポーツ観光省は、著作権及び隣接権に係る登録証の様式を制定する。

第 52 条 著作権／隣接権の登録証を交付する期限

有効な出願書類の受領の日から 15 就業日以内に、著作権及び隣接権担当の国家管理当局は、関係出願人に対して著作権登録証又は隣接権登録証を付与する責任を有する。

著作権登録証又は隣接権登録証の付与を拒絶する場合は、当該当局は、出願人に対して書面で通知しなければならない。

第 53 条 著作権／隣接権の登録証の効力

(1) 著作権登録証又は隣接権登録証は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。

(2) 著作権及び隣接権担当の国家管理当局により本法の完全施行前に交付された著作権登録証又は隣接権登録証は、その効力が引き続き維持されるものとする。

第 54 条 著作権、隣接権の登録簿及び公告

(1) 著作権登録証又は隣接権登録証は、著作権、隣接権の国家登録簿に記録されるものとする。

(2) 著作権登録証又は隣接権登録証を交付し、再交付し、変更し又は効力を無効にする決定は、著作権／隣接権に関する官報により公告しなければならない。

第 55 条 著作権登録証、隣接権登録証の再交付、差替又は効力の無効

(1) 著作権登録証、隣接権登録証を紛失し若しくは損傷した場合、又は著作権所有者若しくは隣接権所有者に変更があった場合は、第 51 条(2)にいう当局は、当該著作権登録証、隣接権登録証を再交付し又は差替するものとする。

(2) 著作権登録証を付与された個人が著作者、著作権若しくは隣接権の所有者でない場合、又は著作物が保護に適格でない場合は、第 51 条(2)にいう当局は、当該著作権登録証、隣接権登録証の効力を無効としなければならない。

(3) 著作権登録証又は隣接権登録証の付与が本法の規定に反することを発見した如何なる組織又は個人も、著作権、隣接権担当の国家管理当局に当該登録証の効力の取消を請求する権利を有する。

第 VI 章 著作権、隣接権の分野における代理、コンサルティング及びサービス組織

第 56 条 著作権及び隣接権の共同管理組織

(1) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権所有者、隣接権所有者の間の合意を根拠として設立された非営利組織であり、著作権及び隣接権を保護するために法律に従い運営される。

(2) 著作権及び隣接権の共同管理組織は、著作者、著作権及び隣接権の所有者により委任されて次の活動を実行するものとする。

- (a) 著作権及び隣接権を管理すること，ライセンス許諾を交渉すること，及び委任された権利の行使の容認から生じるロイヤルティ，報酬その他の物的給付を収集し，かつ，分配すること
- (b) 構成員の権利及び法的利益を保護すること，何らかの紛争を調停すること
- (3) 著作権及び隣接権の共同管理組織は，次の権利及び義務を有する。
 - (a) 創作活動及びその他の社会的活動の助成を行うこと
 - (b) 著作権及び隣接権の保護に関して相関関係にある国際及び国内組織と協力すること
 - (c) 共同管理に関して定期的及び不定期的に所管当局に報告すること
 - (d) 法律の規定に従うその他の権利及び義務

第 57 条 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織

- (1) 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は，法律に従い設立され，運営される。
- (2) 著作権及び隣接権のコンサルティング及びサービス組織は，著作者，著作権所有者，隣接権所有者により請求されて次の活動を実行する。
 - (a) 著作権及び隣接権に関する法律に関係する問題のコンサルタント業務を行うこと
 - (b) 著作権所有者，隣接権所有者の代理として委任に基づいて著作権，隣接権の登録に係る出願手続を実行すること
 - (c) 著作権，隣接権，委任に基づく著作者，著作権所有者及び隣接権所有者の適法な権利の保護に関する他の法的関係に参入すること

第 III 部 工業所有権

第 VII 章 工業所有権の保護に係る要件

第 1 節 発明に係る保護要件

第 58 条 保護に適格な発明に係る一般的要件

- (1) 発明は，それが次の条件を満たすときは，発明特許を付与することにより保護に適格とする。
 - (a) 新規であること
 - (b) 進歩性を含むこと
 - (c) 産業上の利用可能性があること
- (2) 発明は，それが公知でない限り，次の要件を満たすときは，実用新案特許を付与することにより保護に適格とする。
 - (a) 新規であること
 - (b) 産業上の利用可能性があること

第 59 条 発明として保護されない主題

次の主題は，発明として保護されないものとする。

- (1) 発見，科学的理論，数学的方法
- (2) 精神活動の実行，飼育動物の訓練，ゲーム，事業遂行を行うための計画，企画，規則又

は方法，コンピュータ・プログラム

(3) 情報の提示

(4) 審美的特徴のみの解決

(5) 植物品種，動物品種

(6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的性質の方法であって，微生物学的方法以外のもの

(7) ヒト又は動物のための疾病予防，診断及び治療

第 60 条 発明の新規性

(1) 発明は，それが発明登録出願の出願日前，若しくは該当する場合は優先日前に，ベトナム国内又は国外において，使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により，公然と開示されていないときは，新規であるとみなす。

(2) 発明は，それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは，未だ公然と開示されていないものとみなす。

(3) 発明は，それが次の状況において公開されたときは，新規性を欠くとはみなさない。ただし，発明登録出願が公開の日から 6 月以内に行われることを条件とする。

(a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。

(b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開された。

(c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

第 61 条 発明の進歩性

発明は，発明登録出願の出願日，又は該当する場合は優先日前に，ベトナム国内又は国外において，使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に開示されているすべての技術的解決に基づいて，それが発明的進歩を構成し，かつ，当該技術の熟練者により容易に創出できるものでないときは，進歩性を含むものとみなす。

第 62 条 発明の産業上の利用可能性

発明は，当該発明の主題である製品の大量生産若しくは製造，又は方法の反復適用を実行し，かつ，安定的成果を達成することが可能なときは，産業上の利用可能性があるとみなす。

第 2 節 工業意匠に係る保護要件

第 63 条 保護に適格の工業意匠に係る一般的要件

工業意匠は，それが次の条件を満たすときは，保護に適格とする。

(1) 新規であること

(2) 創造的であること

(3) 産業上の利用可能性があること

第 64 条 工業意匠として保護されない主題

次の主題は、工業意匠として保護されないものとする。

- (1) 製品の外観であつて、当該製品の技術的特徴により専ら決定されているもの
- (2) 公共の又は工業上の建造物の外観
- (3) 製品の外観であつて、当該製品の使用中に見えないもの

第 65 条 工業意匠の新規性

- (1) 工業意匠は、それが意匠登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の工業意匠と著しく異なるときは、新規であるとみなす。
- (2) 2 の意匠は、それらが目立ちにくく、かつ、記憶しにくい特徴及びこれらの工業意匠を全体として識別するのに役立つことができない特徴においてのみ異なるときは、相互に著しく異なるとはみなさない。
- (3) 工業意匠は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されてはいないとみなす。
- (4) 工業意匠は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、工業意匠登録出願が公開又は展示の日から 6 月以内に行われることを条件とする。
 - (a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。
 - (b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により学術的発表の形態で公開された。
 - (c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

第 66 条 工業意匠の創作性

工業意匠は、発明登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に公然と開示された工業意匠に基づいて、それが当該技術の熟練者により容易に創作できないものであるときは、創作性を有するとみなす。

第 67 条 意匠の工業上の利用可能性

工業意匠は、それが工業的又は手工業的方法による、工業意匠を具体化した外観を有する製品の大量生産のひな形として役立つことができるときは、産業上の利用可能性があるとはみなす。

第 3 節 回路配置に係る保護要件

第 68 条 保護に適格な回路配置に係る一般的要件

回路配置は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 独創的であること
- (2) 商業的に新規であること

第 69 条 回路配置として保護されない主題

次の主題は、回路配置として保護されないものとする。

- (1) 半導体集積回路により操作される原理、工程、システム又は方法
- (2) 半導体集積回路に含まれた情報又はソフトウェア

第 70 条 回路配置の独創性

- (1) 回路配置は、それが次の条件を満たすときは、独創的とみなす。
 - (a) その創作者自身の創造的努力の成果であること
 - (b) その創作時に回路配置の創作者間又は半導体集積回路の製造者間で広く知られていないこと
- (2) ありふれた素子及び相互接続の組合せから構成される回路配置は、当該組合せが全体として(1)に規定するように独創的であるときにのみ、独創的とみなす。

第 71 条 回路配置の商業的新規性

- (1) 回路配置は、それが登録出願の出願日前に世界の如何なる場所にも商業的に利用されていなかったときは、商業的に新規とみなす。
- (2) 回路配置は、その登録出願が第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により、世界の何処かで最初に当該回路配置が商業的に利用された日から 2 年以内に行われたときは、商業的新規性を欠くとはみなさない。
- (3) 回路配置の商業的利用とは、当該回路配置の組み込みにより生産された半導体集積回路又はそのような半導体集積回路を組み込んだ物品を商業目的で公然と頒布する行為をいう。

第 4 節 標章に係る保護要件

第 72 条 保護に適格な標章に係る一般的要件

標章は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 立体図形又はそれらの組合せを含み、1 又は複数の色彩により表現された文字、語、絵柄、図形の形態による目に見える標章であること
- (2) 標章所有者の商品又はサービスを他人のそれらから識別できること

第 73 条 標章として保護されない標識

次の標識は、標章として保護されないものとする。

- (1) 国旗、国章と同一又は混同を生じる程に類似の標識
- (2) ベトナム又は国際組織の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会政治的専門組織、社会的組織、又は社会的専門組織の記章、旗、紋章、略称、完全名称と同一又は混同を生じる程に類似の標識。ただし、当該機関又は組織により許可された場合を除く。
- (3) ベトナム又は外国の指導者、国民的英雄、又は著名人の実名、別名、筆名若しくは肖像と同一又は混同を生じる程に類似の標識
- (4) 国際組織の証明印、管理印、保証印について、それらが当該組織により証明標章として登録されている場合を除き、使用してはならないとされている当該印章と同一又は混同を生じる程に類似の標識

(5) 商品又はサービスの原産地、品質、用途、数量、価格又はその他の特質について消費者に誤認若しくは混同を生じさせ、又は消費者を欺く虞がある標識

第 74 条 標章の識別性

(1) 標章は、それが 1 若しくは複数の目立ち易く、かつ、記憶し易い要素、又は目立ち易く、かつ、記憶し易い組合せを形成する多数の要素から構成され、また(2)に規定する標識でないときは、識別性があるとみなす。

(2) 標章は、それが次の 1 に該当するときは、識別性があるとはみなさない。

(a) 広く使用されて標章として認められている標識を除き、簡単な図案及び幾何学的図形、数字、文字、稀な言語の語

(b) 標識、符合、絵柄、又は商品若しくはサービスの何れかの言語による一般名称であって、広くかつ頻繁に使用され、一般的に知られているもの

(c) 標章登録出願前に使用を通じて識別性を取得している標識を除き、商品又はサービスの説明である生産の時期、場所、方法、種類、数量、品質、特性、組成、用途、価格又は他の特質を表示する標識

(d) 事業の法的地位及び活動分野を説明する標識

(dd) 広く使用されて標章として認められた標識及び本法に規定する団体標章又は証明標章として登録された標識を除き、商品又はサービスの原産地を表示する標識

(e) 組み込まれた標識でない標識であって、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく出願を含み、先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有する登録出願を根拠とする、同一又は類似の商品又はサービスに係る登録標章と同一又は混同を生じる程に類似のもの

(g) 他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、出願日又は場合により優先日前に同一又は類似の商品／サービスに関し広く使用され、かつ、認められているもの

(h) 同一又は類似の商品又はサービスに関して既に登録済みであった他人の標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その他人の標章登録証が 5 年以内に終了しているもの。ただし、当該終了の理由が第 95 条(1)(d)に規定する標章の不使用である場合を除く。

(i) 周知標章と認められた他人の登録標章と同一又は混同を生じる程に類似の標識であって、その周知標章を付した商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録されているもの、又は当該標章の使用が周知標章の識別性を害することがあり、若しくは当該標章の登録が周知標章の営業権の利用を目的とするものであるときは、非類似の商品／サービスについてのもの

(k) 使用されてきた他人の商号と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品又はサービスの出所について消費者に混同を生じさせる虞があるもの

(l) 保護されている地理的表示と同一又は類似の標識であって、当該標識の使用が商品の原産地について消費者に誤認を与える虞があるもの

(m) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている地理的表示と同一であるか、又は当該地理的表示を含むか、又は当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標識であって、当該標識が当該地理的表示を付している、地理的地域の原産でないぶどう酒及び蒸留酒についての使用に関して登録されているもの

(n) 標章登録出願のそれより先の出願日又は優先日を有する工業意匠登録出願に基づいて保護されている他人の工業意匠と同一又は殆ど異なる標識

第 75 条 周知標章の認定に係る基準

次の基準は、標章の周知状態を審理するときに参酌する。

- (1) 当該標章を付した商品若しくはサービスの購入若しくは使用を通じて、又は広告を通じて当該標章を知っている関係消費者の数
- (2) 当該標章を付した商品／サービスの流通の領域範囲
- (3) 当該標章を付した商品若しくはサービスの販売若しくは提供の取引高、又は販売された商品若しくは提供されたサービスの量
- (4) 当該標章の連続使用の期間
- (5) 当該標章を付した商品／サービスの広範な営業権
- (6) 当該標章に保護を付与している国の数
- (7) 当該標章を周知として認めている国の数
- (8) 当該標章に関して譲渡の価値、ライセンス許諾価格、又は投下資本寄与の価値

第 5 節 商号に係る保護要件

第 76 条 保護に適格な商号に係る一般的要件

商号は、当該商号を付した事業体を、事業の同一分野及び地域において活動している他の事業体から識別することができるときは、保護に適格とする。

第 77 条 商号として保護されない主題

国の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会的組織、社会的専門組織、又は事業活動に従事していない団体の名称は、商号として保護されないものとする。

第 78 条 商号の識別性

商号は、それが次の条件を満たすときは、識別性を有するとみなす。

- (1) 商号が使用の結果周知となっている場合を除き、固有名称から構成されていること
- (2) 事業の同一分野及び地域において他人により先に使用されていた商号と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと
- (3) 商号が使用される前に保護されてきた他人の標章又は地理的表示と同一でなく又は混同を生じる程に類似していないこと

第 6 節 地理的表示の保護要件

第 79 条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件

地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産

とすること

(2) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国の地理的条件に本質的に帰する名声、品質、又は特質を有すること

第 80 条 地理的表示として保護されない主題

次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。

(1) ベトナムにおける商品の一般名称となっている名称、表示

(2) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使用されることがない場合

(3) 保護されている標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合

(4) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者に誤認を生じさせるもの

第 81 条 地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質

(1) 地理的表示を有する製品の名声は、それが消費者により知られ、かつ、選択されている広範さの程度を通じて消費者が当該製品に有する信頼を根拠として、決定されるものとする。

(2) 地理的表示を有する製品の品質及び特質については、1 又は複数の定性的、定量的、又は物理的、化学的、微生物学的に認識可能な基準によりこれを明確化しなければならず、当該基準は、技術的手段により又は適切な試験方法を有する専門家により試験可能なものでなければならない。

第 82 条 地理的表示に関する地理的条件

(1) 地理的表示に関する地理的条件は、地理的表示を有する製品の名声、品質及び特質を決定付ける自然的及び人的要因を含む。

(2) 自然的要因は、気候、水環境、地質、地勢、生態系及びその他の自然的条件から構成される。

(3) 人的要因は、生産者の熟練及び専門的知識、並びに当該地域の伝統的生産方法から構成される。

第 83 条 地理的表示に対応する地理的地域

地理的表示に対応する地理的地域は、語及び地図により正確に決定されなければならない。

第 7 節 営業秘密に係る保護要件

第 84 条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

(1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと

(2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること

(3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所

有者が秘密を保持していること

第 85 条 営業秘密として保護されない主題

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

- (1) 個人的地位の秘密
- (2) 国家管理の秘密
- (3) 安全保障及び国防の秘密
- (4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

第 VIII 章 発明，工業意匠，回路配置，標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定

第 1 節 発明，工業意匠，回路配置，標章及び地理的表示の登録

第 86 条 発明，工業意匠及び回路配置の登録を受ける権利

- (1) 次の組織及び個人は、発明，工業意匠，回路配置の登録を受ける権利を有する。
 - (a) その者自身の努力及び費用により発明，工業意匠，回路配置を創作した創作者，又は
 - (b) 当事者による別段の合意がない限り，かつ，当該合意が(2)に反さない限り，資金及び物的施設を創作者に対し職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人
- (2) 政府は、国家予算からの資金並びに物的及び技術的施設を使用することによって創作された発明，工業意匠，回路配置の登録を受ける権利を規定する。
- (3) 複数の組織又は個人が発明，工業意匠，回路配置の創作において共同して創作し又は投資した場合は，それら組織又は個人はすべて登録を受ける権利を有し，当該権利はそれらの者の合意によってのみ行使されるものとする。
- (4) 本条に規定する登録を受ける権利を有する者は，登録出願が行われている時であっても，契約書の形態により他の組織又は個人に対し当該権利を譲渡することができ，また法律に従って相続することができる。

第 87 条 標章の登録を受ける権利

- (1) 組織又は個人は，その者が生産し又は提供した商品又はサービスに使用される標章の登録を受ける権利を有する。
- (2) 第三者により生産された製品の取引に適法に従事する組織又は個人は，当該製品に使用されるべき標章について，当該生産者が当該標章を使用せず，かつ，登録に異論を唱えないことを条件として，その登録を受ける権利を有する。
- (3) 適法に設立された団体組織は，団体標章の使用に関する規約に従いその構成員により使用されるべき団体標章の登録を受ける権利を有する。商品又はサービスの原産地を表示する標識に関しては，登録を受ける権利を有する組織は，関係地域において商品又はサービスの生産若しくは取引に従事する組織又は個人からなる団体とする。ベトナム各地の原産地、名産物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。
- (4) 商品又はサービスの品質，特質，原産地又はその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織は，当該組織が当該商品又はサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件として，証明標章の登録を受ける権利を有する。ベトナム各地の原産地、名産

物を表示する他の地名、標識の登録は国家権限機関の許可を得ること。

(5) 2以上の組織又は個人は、次に掲げることを条件として、その共同所有者になるために標章を共同して登録する権利を有する。

(a) 当該標章の使用が、共同所有者全員の代理で行われ、又は共同所有者全員が当該生産若しくは取引に従事している商品若しくはサービスについて行われること

(b) 当該標章の使用により、商品又はサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと

(6) (1)から(5)までに規定する登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、契約書、遺贈又は準法相続により他の組織又は個人に当該権利を譲渡することができる。ただし、譲受人が登録を受ける権利を有する者に適用される各基準を満たすことを条件とする。

(7) 標章所有者の代表者又は代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義共和国もまたその締約国である国際条約の締約国において保護されている標章に関しては、当該代表者又は代理人は、合法的理由を援用可能な場合を除き、当該標章所有者が合意しない限り、当該標章を登録することを許可されないものとする。

第 88 条 地理的表示を登録する権利

ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。

国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

第 89 条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法

(1) ベトナムの組織、個人、ベトナムにおいて恒久的に居住している外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有する外国組織及び個人は、直接に又はベトナムにおける合法的代理人を通じての何れかにより、工業所有権確定の登録を求める出願をするものとする。

(2) ベトナムにおいて恒久的に居住していない外国人、並びにベトナムにおける生産又は取引の事業所を有していない外国組織及び個人は、ベトナムにおける合法的代理人を通じて工業所有権確定の登録を求める出願をしなければならない。

第 90 条 先願の原則

(1) 同一若しくは相互に殆ど異ならない工業意匠を登録する願書が複数である場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす出願の中で最先の優先日又は出願日を有する有効な出願に関してのみ、これを付与することができる。

(2) 同一又は類似の商品又はサービスに関して、同一若しくは相互に混同を生じる程に類似の標章を登録するために数人の者が 2 以上の出願をする場合、及び一人が同一の商品・サービスに対して同一の標章を登録するために 2 以上の出願をする場合、保護証書は、保護証書交付に係る全条件を満たす願書の中で最先の出願日或いは優先日を有する合法的な

願書の標章に付与される。

(3) 本条の(1)と(2)に規定する 2 以上の出願が共に保護証書交付に係る全条件を満たし、かつ、共に最先の出願日と優先日を有する場合は、保護証書は、全出願人の合意に従いそれら出願からの単一出願の対象に関してのみ、これを付与することができる。当該合意がないときは、すべての出願のそれぞれの対象に対する保護証書の付与が拒絶されるものとする。

第 91 条 優先権の原則

(1) 発明、工業意匠、又は標章の登録出願人は、次の条件が完全に満たされるときは、同一主題の保護に係る最初の出願に基づいて優先権を主張することができる。

(a) 最初の出願がベトナムにおいて、又は優先権に関する規定を有し、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において、又は当該規定の適用をベトナムと同意した国において行われたこと

(b) 出願人が、ベトナム若しくは(a)にいう国の国民であるか、又はベトナム若しくは(a)にいう国における居住者であるか又はそこに取引若しくは生産の事業所を有すること

(c) 優先権の主張が出願書類に明確に記載されており、かつ、最初の出願書類の写しがその受理官庁により証明されていること

(d) ベトナムが締約国である国際条約に規定する期限内に出願が行われたこと

(2) 単一の発明、工業意匠、又は標章の出願において、出願人は、異なる先の出願に基づく複合優先権を主張することができる。ただし、当該先の出願及び当該出願の対応する内容が表示されていることを条件とする。

(3) 優先権を享受する工業所有権登録出願は、最初の出願日と同一の優先日を有するものとする。

第 92 条 保護証書

(1) 保護証書には、発明、工業意匠、回路配置、標章の所有者(以下「保護証書の所有者」という)、発明、工業意匠及び回路配置の創作者、保護の主題、範囲及び期間を記録する。

(2) 地理的表示の保護証書には、地理的表示に関する管理組織、地理的表示を使用する権利を有する組織及び個人、保護された地理的表示、地理的表示を付する製品の特質、地理的条件の特質及び当該地理的表示を付する地理的地域を記録する。

(3) 保護証書は、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、半導体集積回路の回路配置登録証、標章登録証及び地理的表示登録証を含む。

第 93 条 保護証書の効力

(1) 保護証書は、ベトナムの全領土に亘り効力を有する。

(2) 発明特許は、付与日に始まり出願日から 20 年の終りに満了する効力を有する。

(3) 実用新案特許は、付与日に始まり出願日から 10 年の終りに満了する効力を有する。

(4) 工業意匠特許は、付与日に始まり出願日から 5 年の終りに満了し、5 年を単位とする 2 連続期間更新可能な効力を有する。

(5) 半導体集積回路の回路配置登録証は、付与日に始まり、次のうち最先の日付で満了する効力を有する。

(a) 出願日から 10 年の終り

(b) 当該回路配置が、登録を受ける権利を有する者又はその者のライセンス実施権者により世界の何処かで最初に商業的に利用された日から 10 年の終り

(c) 回路配置創作の日から 15 年の終り

(6) 標章登録証は、付与日に始まり出願日から起算して 10 年の終りに満了し、10 年を単位とする連続期間毎に無期限に更新可能な効力を有する。

(7) 地理的表示登録証は、付与日に始まる無期限の効力を有する。

第 94 条 保護証書の効力の維持及び更新

(1) 発明特許又は実用新案特許の効力を維持させるためには、その所有者は、維持手数料を納付しなければならない。

(2) 工業意匠特許又は標章登録証の効力を更新させるためには、その所有者は、更新手数料を納付しなければならない。

(3) 保護証書の手数料額並びに維持及び更新の手続は、政府がこれを規定する。

第 95 条 保護証書の効力の終了

(1) 保護証書の効力は、次の場合に終了する。

(a) その所有者が、維持又は更新に係る所定の期日到来の手数料を納付しなかった場合

(b) その所有者が、保護証書により付与された権利の放棄を宣言した場合

(c) その所有者が、もはや存在しないか、又は標章登録証の所有者が、法定承継人なしに、もはや事業に従事しなくなった場合

(d) 当該標章が、正当な理由なしに、効力終了の請求前に連続して 5 年の期間その所有者又はその者の使用権者により使用されなかった場合。ただし、当該使用が、当該終了の請求の少なくとも 3 月前に開始されたか又は再開された場合を除く。

(dd) 団体標章に関する標章登録証の所有者が、団体標章の使用に関する規約の実施を監督しなかったか、又は非効果的に監督した場合

(e) 証明標章に関する標章登録証の所有者が、証明標章の使用に関する規約に違反したか、又は当該規約の実施を監督しなかったか若しくは非効果的に監督した場合

(g) 地理的表示を付している製品の名声、品質又は特質を決定付ける地理的条件が変化した結果当該製品の名声、品質又は特質を喪失する結果となった場合

(2) 保護証書の所有者が所定の期限前に維持手数料を納付しなかった場合は、当該期限の満了時に、当該保護証書の効力は、年次料金が納付されなかった年の初日から職権で終了させ、国家工業所有権庁は、当該終了を工業所有権の国家登録簿に記録し、かつ、それを工業所有権公報により公告する。

(3) 保護証書の所有者が(1)(b)に規定する工業所有権の放棄を宣言した場合は、国家工業所有権庁は、当該所有者の宣言書を受領した日から保護証書の効力を終了させることを決定

する。

(4) 如何なる組織又は個人も、(2)(c), (d), (dd), (e) 及び(g)に規定する場合における保護証書の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、国家工業所有権庁に請求する権利を有する。保護証書の効力の終了請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、保護証書の効力終了の決定又はその終了拒絶の通知の何れかを行うものとする。

(5) (1), (3)及び(4)の規定は、標章に関する国際登録の効力の終了にも適用されるものとする。

第 96 条 保護証書の無効

(1) 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。

(a) 登録出願人が(発明、工業意匠、回路配置及び標章に関して)登録を受ける権利を有さず又は当該権利を譲渡されてもいない場合

(b) 工業所有権の主題が、保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合

(2) 保護証書が部分的に保護条件を満たさなかったときは、その部分は無効となるものとする。

(3) 如何なる組織又は個人も、(1)及び(2)に規定する場合は、手数料を納付することを条件として、国家工業所有権庁に保護証書が無効とすることを請求する権利を有する。保護証書の無効を請求する期間は、その全保護期間とする。標章に関しては、保護証書が出願人の不正行為により付与された場合を除き、当該期限は、付与の日から 5 年とする。

(4) 保護証書の無効請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家工業所有権庁は、完全に若しくは部分的に保護証書が無効にする決定又はその無効拒絶の通知の何れかを行うものとする。

(5) (1), (2), (3)及び(4)の規定は、標章に関する国際登録の無効にも適用されるものとする。

第 97 条 保護証書の補正

(1) 保護証書の所有者は、所要の手数料の納付を条件として、国家工業所有権庁に対し、保護証書における次の情報の補正を請求する権利を有する。

(a) 創作者又は所有者の名称、住所に関する変更、誤記の訂正

(b) 特質、品質又は地理的表示を付している地理的地域についての説明に対する補正、団体標章の使用に関する規約又は証明標章の使用に関する規約の補正

(2) 保護証書の所有者の請求があったときは、国家工業所有権庁は、その過失により保護証書に生じた誤記の訂正に責任を負うものとする。その場合は、保護証書の所有者は、手数料納付の義務を負わない。

(3) 保護証書の所有者は、国家工業所有権庁に対し、工業所有権の範囲の減縮を請求する権利を有する。その場合は、関係工業所有権登録出願は、実体について再審査され、かつ、当該請求をする者は、実体審査手数料を納付しなければならない。

第 98 条 工業所有権の国家登録簿

- (1) 工業所有権の国家登録簿は、本法に基づく発明、工業意匠、回路配置、標章及び地理的表示に対する工業所有権の確定、変更及び移転を記録する書類である。
- (2) 保護証書の付与に関する決定、保護証書の主たる内容及び保護証書に係る補正、保護証書の終了又は無効に関する決定、工業所有権移転契約の登録に関する決定は、すべて工業所有権の国家登録簿に記録されるものとする。
- (3) 工業所有権の国家登録簿は、国家工業所有権庁により備え付けられ、かつ、維持管理されるものとする。

第 99 条 保護証書に関する決定の公告

工業所有権に係る保護証書の付与、補正、終了、無効、移転に関する何らかの決定は、決定の日から 60 日以内に国家工業所有権庁が工業所有権公報によりこれを公告する。

第 2 節 工業所有権登録出願

第 100 条 工業所有権登録出願に係る一般的要件

- (1) 工業所有権登録出願は、次の書類から構成される。
 - (a) 所定の様式による願書
 - (b) 第 102 条から第 106 条までの規定に従い保護を求めてクレームされた工業所有権を特定する書類、見本、情報
 - (c) 出願が代理人を通じて行われるときは、委任状
 - (d) 出願人が登録を受ける権利を他人から取得したときは、その権利を証明する書類
 - (dd) 優先権を主張するときは、それを証明する書類
 - (e) 所定の手数料及び料金の領収書
 - (2) 工業所有権登録出願書類及び出願人と国家工業所有権庁との間の通信書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次のものは例外として、他の言語により作成することができるが、国家工業所有権庁の請求があればベトナム語に翻訳しなければならない。
 - (a) 委任状
 - (b) 登録を受ける権利を証明する書類
 - (c) 優先権を証明する書類
 - (d) 当該出願を支持する他の書類
 - (3) 工業所有権登録出願の優先権を証明する書類には、次のものを含める。
 - (a) 受理官庁により認証された最初の出願書類の写し
 - (b) 他人から取得したときは、優先権の譲渡証書
- ##### **第 101 条 工業所有権登録出願の単一性についての要件**
- (1) 各工業所有権登録出願は、(2)、(3)及び(4)に規定する場合を除き、単一の工業所有権に関して 1 の保護証書のみを請求しなければならない。
 - (2) 各登録出願は、緊密に連結していて単一の共通発明概念を形成する 1 群の発明に関して 1 の発明特許又は 1 の実用新案特許を請求することができる。

(3) 各登録出願は、次の場合は、数件の工業意匠に関して 1 の工業意匠を請求することができる。

(a) 単一の共通独創概念を表現する数個の製品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠

(b) 1 又は複数の他の変形、すなわち、単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異ならない変形を伴う工業意匠

(4) 各登録出願は、1 又は複数の異なる商品又はサービスに使用される 1 の標章に関して 1 の標章登録証を請求することができる。

第 102 条 発明登録出願に係る要件

(1) 発明登録出願において保護を求める発明を特定する書類は、発明の説明及び保護の範囲から構成される発明の説明書並びに要約を含まなければならない。

(2) 発明の説明は、次の条件を満たさなければならない。

(a) 発明の内容について当該発明が当該技術の通常の知識を有する者により実施できる程度に開示すること

(b) 発明の内容を更に明らかにするために図面が必要であるときは、当該図面を簡単に説明すること

(c) 発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を明らかにすること

(3) 発明の保護の範囲は、その発明に対する権利の範囲を特定するのに必要かつ十分な技術的特徴の組合せの形態で表現するものとし、発明の説明書及び図面に合致していなければならない。

(4) 発明の要約は、発明の内容の本質的特徴を開示しなければならない。

第 103 条 工業意匠登録出願に係る要件

(1) 工業意匠登録出願において保護を求める工業意匠を特定する書類は、工業意匠の説明書及び工業意匠の 1 揃の写真又は図面を含まなければならない。工業意匠の説明書は、工業意匠の説明及び工業意匠の保護の範囲から構成される。

(2) 工業意匠の説明は、次の条件を満たさなければならない。

(a) 工業意匠の内容を表す特徴を十分に開示し、かつ、新規であり、最も異なることの少ない既知の工業意匠とは異なる特徴を明示すること、及び写真又は図面と適合すること

(b) 工業意匠登録出願が変形から構成される場合は、説明は、これらの変形を十分に明示し、かつ、主たる変形とその他の変形との間の区別を明確に定義しなければならない。

(c) 登録出願における工業意匠が組物に係る場合は、説明は、当該組の各製品の特徴を十分に明示しなければならない。

(3) 工業意匠の保護の範囲には、新規であり、かつ、類似する既知の工業意匠と異なる特徴を含めて、保護を求める特徴を明示しなければならない。

(4) 1 揃の写真、図面は、当該工業意匠の特徴を十分に明示するものでなければならない。

第 104 条 回路配置登録出願に係る要件

回路配置登録出願において保護を求める回路配置を特定する書類、素材及び情報は、次のものを含まなければならない。

- (1) 回路配置の図面、写真
- (2) 回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の機能及び構造に関する情報
- (3) (当該回路配置が商業的に利用されている場合は)当該回路配置の組込みにより生産された半導体集積回路の見本

第 105 条 標章登録出願の要件

(1) 標章登録出願において保護を求める標章を特定する書類、見本、情報は、次のものを含まなければならない。

- (a) 標章の見本及び当該標章を付した商品及びサービスの一覧
- (b) 団体標章の使用に関する規約及び証明標章の使用に関する規約
- (2) 標章の見本は、当該標章の要素及び(若しある場合は)当該標章の包括的意味を明らかにするため、これを説明しなければならない。標章が象形文字言語の語又は句から構成されている場合は、それらの語又は句は、翻字しなければならない。標章が外国語の語又は句から構成されている場合は、それらの語又は句は、ベトナム語に翻訳しなければならない。
- (3) 標章登録出願において一覧表示する商品又はサービスは、国家工業所有権庁により刊行されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い分類しなければならない。
- (4) 団体標章の使用に関する規約は、次の必須の内容から構成されなければならない。
 - (a) 当該標章所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠
 - (b) 当該団体組織の構成員となる条件
 - (c) 当該標章の使用を許可された組織及び個人の一覧
 - (d) 当該標章を使用する条件
 - (dd) 団体標章の使用に関する規約に違反する行為に対処する措置
- (5) 証明標章の使用に関する規約は、次の必須の内容を有さなければならない。
 - (a) 当該標章所有者である組織又は個人
 - (b) 当該標章を使用する条件
 - (c) 当該標章により証明される商品及びサービスの特質
 - (d) 商品及びサービスの特質の評価方法並びに当該標章の使用の監督方法
 - (dd) 若しある場合は、当該標章の証明及び保護のために標章使用者が支払を要する経費

第 106 条 地理的表示出願の要件

(1) 地理的表示出願において保護を求める地理的表示を特定する書類、見本及び情報は、次のものを含まなければならない。

- (a) 地理的表示である名称又は標識
- (b) 地理的表示を付した製品
- (c) 地理的表示を付した製品の固有の特質若しくは品質又は名声、及び当該固有の特質若し

くは品質又は名声を決定付ける自然条件の特質についての説明(以下「固有の特質の説明」という)

(d) 地理的表示に対応する地理的地域の地図

(dd) 外国が原産地のときは、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることを証明する書類

(2) 固有の特質の説明は、次の必須の内容を有していなければならない。

(a) 製品の原材料、並びに物理的、化学的、微生物学的及び知覚的性質を含む関係製品の説明

(b) 当該地理的表示に対応する地理的地域の決定方法

(c) 製品が第 79 条に規定するそれぞれの意味を有する当該地理的地域を原産とすることを立証する証拠

(d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明

(dd) 第 79 条に規定の当該製品の固有の特質若しくは品質又は名声と自然条件との間の関係に関する情報

(e) 当該製品の固有の特質又は品質の自己管理機構に関する情報

第 107 条 工業所有権関連の手続における代理権付与

(1) 保護証書の確定、維持、期間延長、補正、終了及び無効に関する手続を実行する代理権の付与は、委任状と称する書面様式により行わなければならない。

(2) 委任状は、次の必須の内容を含まなければならない。

(a) 本人及び受任者の完全名称及び住所

(b) 委任の範囲

(c) 委任状の有効期間

(d) 委任状の日付

(dd) 本人の署名及び(若しある場合は)捺印

(3) 有効期間付きでない委任状は、無期限に有効とみなし、本人がその旨宣言したときにのみ終了する。

第 3 節 工業所有権登録出願の処理及び保護証書の付与に係る手続

第 108 条 工業所有権登録出願の受領；出願日

(1) 工業所有権出願は、それが少なくとも次の書類及び情報から構成されているときにのみ、国家工業所有権庁によって受領されるものとする。

(a) 発明、工業意匠、回路配置、標章又は地理的表示の登録を求める願書であって、出願人を特定する十分な情報を含むもの、及び標章登録出願については、標章の見本、標章を付した商品又はサービスの一覧

(b) 発明登録出願については保護の範囲、工業意匠登録出願については 1 揃の写真又は図面を含む説明書、地理的表示登録出願については固有の特質の説明

(c) 所定の手数料及び料金の領収書

(2) 出願日は、出願が国家工業所有権庁により受領された日、又は国際条約に基づく出願の場合は、国際出願日とする。

第 109 条 工業所有権登録出願の方式審査

(1) 工業所有権登録出願は、それらの方式上の有効性を証明するために方式について審査される。

(2) 工業所有権登録出願は、次の状況では方式上有効とはみなされない。

(a) 出願が方式要件を満たさないこと

(b) 出願の主題が保護に適格でないこと

(c) 出願人が登録を受ける権利を有していないこと。当該権利が複数の者に属するが、そのうちの 1 人又は複数の者が出願の遂行に同意しない場合を含む。

(d) 出願が第 89 条に規定する出願方法に反して行われたこと

(dd) 出願人が手数料及び料金を納付していないこと

(3) (2)に該当する工業所有権登録出願に関して、国家工業所有権庁は、次の手続を行う。

(a) 方式上有効なものとして出願を受理することを拒絶する意図の通知を送達すること。当該通知には、その理由と共に、出願人が欠陥を是正し、又は意図された拒絶に異論を唱える期限が明確に記載される。

(b) (a)の規定に従い出願人が欠陥を是正せず、かつ、意図された拒絶に正当な異論を有さないときは、方式上有効なものとして当該出願を受理することを拒絶する通知を送達すること

(c) 集積回路登録出願の場合は、半導体集積回路の回路配置の登録証付与の拒絶通知を送達すること

(d) 出願人が、(a)の規定に従い欠陥の是正に成功し、又は意図された拒絶に正当な異論を唱えたときは、(4)に規定する手続を実行すること

(4) (2)に規定する場合に該当せず、又は(3)(d)にも該当しない工業所有権登録出願に関しては、国家工業所有権庁は、方式上有効な出願に係る受理の通知を送達し、又は回路配置出願の場合は保護証書を付与し、かつ、第 118 条に規定する工業所有権の国家登録簿に登録する。

(5) (3)に基づいて拒絶された標章登録出願は、優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、出願されなかったものとみなす。

第 110 条 工業所有権登録出願の公開

(1) 国家工業所有権庁により有効であるとして受理された工業所有権登録出願は、本条の規定に従い工業所有権公報により公開されるものとする。

(2) 発明登録出願は、出願日又は該当する場合は優先日から 19 月目に、又は出願人の請求があったときは、より早期に公開されるものとする。

(3) 工業意匠登録出願、標章登録出願又は地理的表示登録出願は、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開されるものとする。

(4) 回路配置登録出願は、複製が一切許可されない場合は、国家工業所有権庁において直接の閲覧の許可を与えることにより公開されるものとする。出願書類に含まれた秘密情報に関しては、当該閲覧は、保護証書の無効手続の完了、又は権利侵害を取り扱う手続の完了に関係する当局及び当事者対してのみ許可されるものとする。

回路配置登録出願及び回路配置に係る保護証書に関する根拠的情報は、保護証書の付与の日から 2 月以内に公開されるものとする。

第 111 条 公開前の発明登録出願、工業意匠登録出願の秘密保持

(1) 発明登録出願又は工業意匠登録出願が工業所有権公報に公開されるまで、国家工業所有権庁は、その秘密保持の責任を負う。

(2) 発明登録出願又は工業意匠登録出願の情報を開示した国家工業所有権庁の職員は、懲戒を受けるものとし、かつ、当該開示により出願人に対して生じた損害について法律に従い補償金を支払わなければならない。

第 112 条 保護証書付与に関する第三者意見

工業所有権出願が工業所有権公報に公開された日から保護証書付与に関する決定の日までは、如何なる第三者も、当該出願に関する保護証書の付与又は拒絶に関して国家工業所有権庁に意見を提示する権利を有する。当該意見は、書面様式で提示し、かつ、資料を添付しなければならない、又は立証に使用する情報の出所を明示しなければならない。

第 113 条 発明登録出願の実体審査請求

(1) 出願日から又は該当する場合は優先日から 42 月以内に、出願人又は如何なる第三者も、国家工業所有権庁に対して、実体審査手数料を納付することを条件として、当該出願の実体について出願を審査することを請求することができる。

(2) 実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願の実体審査請求を行う期限は、出願日から又は該当する場合は優先日から 36 月とする。

(3) (1)及び(2)に規定する期限内に実体審査請求が提出されなかった場合は、関係発明登録出願は、当該期限の満了時に取り下げられたものとみなす。

第 114 条 工業所有権登録出願の実体審査

(1) 次の工業所有権登録出願は、当該出願において求められた主題の保護要件に関して保護に係る適格性を評価し、かつ、それぞれの保護範囲を決定するため、実体について審査されるものとする。

(a) 方式上有効として受理された発明登録出願であって、その実体審査請求が所定の通り提出されているもの

(b) 方式上有効として受理された工業意匠登録出願、標章登録出願及び地理的表示登録出願

(2) 回路配置登録出願は、実体について審査されないものとする。

第 115 条 工業所有権登録出願の補正、補充、分割及び変更

(1) 国家工業所有権庁が保護証書の付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は、次の権利を有する。

- (a) 出願に補正又は補充を行うこと
- (b) 出願を分割すること
- (c) 出願人の名称又は宛先の変更を記録するよう請求すること
- (d) 契約に基づく譲渡の結果として、相続、遺贈の結果として、又は当局の決定に基づいて出願人変更を記録するよう請求すること
- (dd) 発明特許に係る願書付きの発明登録出願を、実用新案特許に係る願書付きの発明登録出願に変更すること、及びその逆に変更すること
- (2) (1)に規定する手続について請求する者は、手数料及び料金を納付しなければならない。
- (3) 工業所有権登録出願に対する如何なる補正又は補充も、出願書類において開示され又は明記された主題の範囲を拡張してはならず、かつ、当該出願において登録を求めた主題の内容を変更してはならず、また出願の単一性を確保しなければならない。
- (4) 出願の分割の場合は、分割された出願の出願日は、原出願の出願日と決定されるものとする。

第 116 条 工業所有権登録出願の取下

- (1) 国家工業所有権庁が保護証書付与の拒絶通知又は付与の決定を行うまで、出願人は書面様式により、その者の名義で、又は当該出願の取下に係る委任の付与が委任状に明示されていることを条件として工業所有権代理機関を通じて、工業所有権登録出願の取下を宣言する権利を有する。
- (2) 出願人が登録出願の取下を申し立てた瞬間に、当該出願に係るその後の手続はすべて停止されるものとする。未だ開始されていない手続に関して納付済みの手数料及び料金は、出願人に対して、その者の請求により還付されるものとする。
- (3) 公開前に取り下げられたか若しくは取り下げられたとみなされる発明又は工業意匠に係る如何なる登録出願も、また取り下げられた如何なる標章登録出願も、それが優先権主張の根拠として役立つ場合を除き、一切出願されなかったものとみなす。

第 117 条 保護証書付与の拒絶

- (1) 保護証書の付与は、次の場合に発明、工業意匠、標章又は地理的表示に係る出願に関して拒絶されるものとする。
 - (a) 出願においてクレームされた関係主題が保護要件を満たさないことを確認する理由が存在する場合
 - (b) 出願が、保護証書の交付に係るすべての条件は満たすが、第 90 条(1)にいう場合における最先の出願日又は優先日を有する出願ではない場合
 - (c) 出願が第 90 条(1)にいう場合に該当するが、全出願人の同意が得られていない場合
- (2) 保護証書の付与は、第 109 条に規定する方式要件を満たさない回路配置登録出願に関しては拒絶されるものとする。
- (3) 工業所有権登録出願が(1)及び(2)に該当する場合は、国家工業所有権庁は、次の手続を実行する。

- (a) 保護証書付与の意図された拒絶の通知を送達し、当該通知にはその理由を、出願人が当該意図された拒絶に異議を唱えるための期限を付して、明記すること
- (b) 出願人が(a)に規定する意図された拒絶に対して異論を有さないか、又は正当でない異論を有するときは、保護証書付与拒絶の通知を送達すること
- (c) 出願人が(a)に規定する意図された拒絶に対して正当な異論を有するときは、第 118 条の規定に従い保護証書を付与し、かつ、それを工業所有権の国家登録簿に登録すること
- (4) 保護証書付与の意図に対する抗論が存在する場合は、関係工業所有権登録出願は、抗論の対象事項に関して再審査されるものとする。

第 118 条 保護証書の付与、登録簿への記入

工業所有権登録出願が第 117 条(1)及び(2)、及び／又は第 117 条(3)(b)に該当せず、かつ、出願人が手数料を納付した場合は、国家工業所有権庁は、保護証書の付与を決定し、それを工業所有権の国家登録簿に登録する。

第 119 条 工業所有権登録出願を処理する期限

- (1) 工業所有権登録出願は、出願日から 1 月以内に方式について審査されるものとする。
- (2) 工業所有権登録出願は、次の期限内に実体について審査されるものとする。
 - (a) 発明登録出願については、出願の実体審査請求が公開日前に行われたときは当該出願の公開日から、又は当該請求が公開日後に行われたときは、当該出願の実体審査請求の日から 18 ヶ月以内。
 - (b) 標章登録出願に関して、当該出願の公開日から 9 ヶ月以内
 - (c) 工業意匠の登録出願に関して、当該出願の公開日から 7 ヶ月以内
 - (d) 地理的表示の登録出願に関して、当該出願の公開日から 6 ヶ月以内
- (3) 工業所有権登録出願の再審査に係る期限は、原初審査の期限の 3 分の 2 に等しいものとするか、又は複雑な場合は、原初審査の期限まで延長可能とする。
- (4) 出願者が願書を補正又は補充するために許容される期間は、本条の(1)、(2)及び(3)にいう期限には算入されない。願書の補正・補充に関する要求の処理期間は、本条の(1)と(2)に記述する当該審査期間の 3 分の 1 を超えないこととする。

第 4 節 国際出願及びその処理

第 120 条 国際出願及びその処理

- (1) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づいて行われた工業所有権登録出願は、一般的に国際出願というものとする。
- (2) 国際出願及びその処理は、関係国際条約に従わなければならない。
- (3) 政府は、本章に規定する原則に従い、国際出願、その処理についての命令及び手続に関する規定の施行に関する指針を規定する。

第 IX 章 工業所有権の所有者、範囲及び制限

第 1 節 工業所有権の所有者及び範囲

第 121 条 工業所有権所有者

- (1) 発明、工業意匠又は回路配置の所有者は、所管当局による関係工業所有権の保護証書の被付与人である組織又は個人とする。標章所有者は、当該標章の保護証書を所管当局により付与されたか、又は所管当局により承認された国際登録の標章を有するか、又は周知標章を有する組織又は個人とする。
- (2) 商号所有者は、業としてそれを適法に使用する組織又は個人とする。
- (3) 営業秘密所有者は、適法に営業秘密を取得し、かつ、それを秘密に保持する組織又は個人とする。担当職務の履行中に担当職務を遂行する従業者又は当事者により取得された営業秘密は、全当事者による別段の合意がない限り、使用者又は職務割当者に属する。
- (4) ベトナムの地理的表示の所有者は、国家である。国家は、関係地域において地理的表示を付した製品を生産し、かつ、それらの製品を市場に出す組織又は個人に対して地理的表示を使用する権利を付与する。国家は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、又は地理的表示を使用する権利を付与された他のすべての組織又は個人の代表者として行動する組織に対して当該権利を付与する。

第 122 条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者並びにそれらの者の権利

- (1) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者は、工業所有権を直接創出した者とする。複数の者が共同して当該工業所有権を創出した場合は、それらの者は、共同所有者とする。
- (2) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の人格権は、次のものから構成される。
 - (a) 関係する発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証、又は回路配置登録証において創作者として記名されること
 - (b) 発明、工業意匠又は回路配置が公開又は紹介される書類において創作者として記名されること
- (3) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者の所有権は、第 135 条に従う報酬を受ける権利である。

第 123 条 工業所有権所有者の権利

- (1) 工業所有権所有者は、次の権利を有する。
 - (a) 第 124 条及び第 X 章に従い工業所有権を行使するか、又は他人が行使することを許可すること
 - (b) 第 125 条に従い他人が工業所有権を行使することを禁止すること
 - (c) 第 X 章に従い工業所有権を処分すること
- (2) 第 121 条(4)に従い地理的表示を使用又は管理する権利を国家により付与された組織又は個人は、次の権利を有する。
 - (a) 地理的表示を管理する権利を付与された組織は、(1)(a)に従い他人が当該地理的表示を使用することを許可する権利を有する。
 - (b) 地理的表示を使用する権利を国家により付与された組織又は個人、又は地理的表示を管理する権利を付与された組織は、(1)(b)に従い他人が当該地理的表示を使用することを禁止する権利を有する。

第 124 条 工業所有権の行使

(1) 発明の実施とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 保護された製品を製造すること
- (b) 保護された方法を適用すること
- (c) 保護された製品又は保護された方法により得た製品の使用を実施すること
- (d) (c)に規定の製品を流通させること、又はそれを流通させるために広告、申出、保管すること
- (dd) (c)に規定する製品を輸入すること

(2) 工業意匠の実施とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 保護された工業意匠を具体化した外観を備えた製品を製造すること
- (b) (a)に規定する製品を流通させること、又は流通させるために広告、申出、保管すること
- (c) (a)に規定する製品を輸入すること

(3) 回路配置の使用とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 回路配置を複製すること又は保護された回路配置の組込みにより半導体集積回路を製造すること
- (b) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を販売、貸渡、広告、申出又は保管すること
- (c) 保護された回路配置の写し、当該保護された回路配置の組込みにより製造された半導体集積回路、又は当該半導体集積回路を組み込んだ物品を輸入すること

(4) 営業秘密の使用とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 営業秘密を、製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用すること
- (b) 営業秘密を適用することにより得られた製品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、また輸入すること

(5) 標章の使用とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 商品、商品包装、又は営業の手段若しくは事業活動におけるサービス及び通信書類の提供の手段に保護された標章を付すこと
- (b) 保護された標章を付している商品を流通させ、又は提供し、広告し、販売用に保管すること
- (c) 保護された標章を付している商品又はサービスを輸入すること

(6) 商号の使用とは、事業活動においてそれを自己の指名に使用し、それを取引書類、店頭標識、製品、商品、商品包装、並びにサービス及び広告の手段に表示することによる商業目的の何らかの行為の遂行を意味する。

(7) 地理的表示の使用とは、次の行為の遂行を意味する。

- (a) 保護された地理的表示を商品、商品包装、事業活動中の営業及び取引書類の手段に付すこと

(b) 保護された地理的表示を付している商品を流通させ、又は販売のために申出をし、広告し、保管すること

(c) 保護された地理的表示を付している商品を輸入すること

第 125 条 工業所有権の他人による行使を防止する権利

(1) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、関係工業所有権の他人による行使について、当該行使が(2)又は(3)に規定する場合に該当しない限り、これを防止する権利を有する。

(2) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。

(a) 発明、工業意匠又は回路配置を、個人的必要又は非商業目的のため、又は評価、分析、研究若しくは教授、検査、試験生産のため、又は製品の生産ライセンス、輸入若しくは市販のための手続を実施する上での情報を作成するために使用すること

(b) 標章所有者又はその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品を除き、外国市場を含む市場に適法に投入された製品を流通させ、輸入し、その使用を実施すること

(c) 通過中に又は暫定的にのみベトナム領域に入った外国の輸送手段の操作を維持する目的に限り発明又は工業意匠を実施すること

(d) 第 134 条に従い先使用者権を有する者が発明、工業意匠又は回路配置を実施、使用すること

(dd) 第 145 条及び第 146 条に従い国家当局から授権された者が発明を実施すること

(e) 回路配置を、それが保護されている事実を知らず又は知る義務を有していない場合において、使用すること

(g) 保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用すること

(h) 商品及びサービスの名称、並びに種類、数量、品質、効用、価格、原産地及びその他の明細の説明的表象を誠実な方法で使用すること

(3) 営業秘密所有者は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。

(a) 自らが非合法的に取得したことを知らずに又は知る義務を有さずに取得した営業秘密を開示し又は使用すること

(b) 第 128 条(1)の規定に従い公衆を保護するために営業秘密を開示すること

(c) 非商業目的で第 128 条に従い秘密資料を使用すること

(d) 他人が独立して創出した営業秘密を開示し又は使用すること

(e) 適法に頒布された製品の分析又は評価の結果生じた営業秘密を開示し又は使用すること。ただし、分析者又は評価者と営業秘密の所有者又は当該製品の供給者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

第 126 条 発明、工業意匠及び回路配置に対する権利の侵害行為

次の行為は、発明、工業意匠又は回路配置の所有者の権利を侵害するものとみなす。

(1) 所有者の許可なしに、保護証書の有効期間中に保護された発明を実施すること、保護された工業意匠若しくはそれと殆ど異ならない他の工業意匠を実施すること、又は保護された回路配置若しくはその何らかの原型部分を使用すること

(2) 第 131 条に規定する暫定的権利に関する規定に従い補償金を支払うことなく、発明、工業意匠又は回路配置を使用すること

第 127 条 営業秘密に対する権利の侵害行為

(1) 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。

(a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること

(b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること

(c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること

(d) 営業秘密の具体的情報であって、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること

(dd) 営業秘密を、それが(a), (b), (c)及び(d)にいう行為の 1 に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること

(e) 第 128 条に規定する秘密保持義務を履行しないこと

(2) (1)にいう営業秘密の適法な管理者は、当該営業秘密所有者、その者の適法な実施権者又は管理職を含むものとする。

第 128 条 試験資料の秘密を保持する義務

(1) 法律により、医薬品又は農業用化学製品に関して営業又はマーケティングのライセンスを申請する申請人が、試験資料又は営業秘密である何らか他の資料であって、その作成に相当の努力又は経費を伴うものの提出を要求する場合、かつ、申請人が当該資料の秘密保持を請求する場合は、当該資料について、当局は、開示することが公衆を保護するために必要な場合を除き、それが不公正な商業目的に使用されることも、又は開示されることもないように必要な措置を取る義務を有する。

(2) (1)に規定する申請における秘密資料の当局に対する提出から、ライセンスが申請人に付与された日後 5 年期間の終りまで、第 125 条(3)(d)にいう場合を除き、当局は、当該資料を提出した者の許可なしに、自己の申請書類において秘密資料を使用する後続の申請人に対して、当該ライセンスを付与してはならない。

第 129 条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

(1) 次の行為は、標章所有者の許可なしに行われたときは、標章に対する権利の侵害であるとみなす。

(a) 保護された標章と同一の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一の商品又はサービスについて使用すること

(b) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似の又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(c) 保護された標章と類似の標識を、当該標章により登録された一覧におけるものと同一か類似又は関係する商品又はサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品又はサービスの出所について混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(d) 周知標章と同一若しくは類似の標識、又は周知標章の翻訳若しくは翻字の形態による標識を、当該周知標章を有する商品若しくはサービスと非類似若しくは無関係のものを含む何らかの商品若しくはサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスの出所について混同を生じる虞、又は当該標識の使用者と周知標章所有者との間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。

(2) 同一又は類似の商品又はサービスについて既に使用されている他人の商号と同一又は類似の商業的表示であって、商号に基づく事業体、事業施設、若しくは事業活動について混同を生じるものを使用する如何なる行為も、商号に対する権利の侵害であるとみなす。

(3) 次の行為は、保護された地理的表示に対する権利の侵害であるとみなす。

(a) 地理的表示を有する製品の固有の特質及び品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示を付した地理的地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること

(b) 保護された地理的表示を、その名声及び営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること

(c) 保護された地理的表示と同一又は類似の標識を、当該地理的表示を付した地理的地域を原産とせず、従って当該地理的地域を原産とする製品について消費者に誤認を生じさせる製品にこれを使用すること

(d) ぶどう酒又は蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないぶどう酒又は蒸留酒に、使用すること

第 130 条 不正競争の行為

(1) 次の行為は、不正競争の行為とする。

(a) 事業体、事業活動又は商品若しくはサービスの商業的出所について混同を生じさせる商業的表示を使用すること

(b) 商品又はサービスの原産地、生産方法、特徴、品質、数量、若しくはその他の特質について、又は商品若しくはサービスの提供に係る条件について混同を生じさせる商業的表示を使用すること

(c) ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護された標章を使用すること。ただし、その国際条約の規定によれば、当該標章の使用が所有者の代表

者又は代理人であり、かつ、当該使用が標章所有者により同意されておらず、正当化もされないときは、当該標章所有者の代表者又は代理人が、当該標章を使用することを禁じられている場合である。

(d) 保護された他人の商号若しくは標章、又は何人も使用する権利を有していない地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似するドメイン・ネームを、当該ドメイン・ネームを所有する目的で、又は関係標章、商号及び地理的表示の名声及び営業権から利益を得るか若しくはそれらを害する目的で、使用する権利を登録し若しくは所有し、又は使用すること

(2) (1)にいう商業的表示とは、標識、商品及びサービスの取引に対する指針として役立つ情報をいい、標章、商号、事業の表象、事業の標語、地理的表示、包装意匠、ラベル意匠等を含む。

(3) (1)にいう商業的表示の使用は、当該商業的表示を商品、包装、サービス手段、事業取引書類及び広告手段に付す行為であり、当該商業的表示を付した商品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、及び輸入することである。

第 131 条 発明、工業意匠及び回路配置に対する暫定的権利

(1) 発明又は工業意匠の登録出願人が、当該発明又は工業意匠が他人により先使用権なしに商業目的で現に使用されていることを知っている場合は、当該出願人は、出願日及び工業所有権公報における公開日を明記したその者の出願の通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達する権利を有する。

(2) 半導体集積回路の回路配置登録証付与の日前に、登録を受ける権利を有する者又はその者の実施権者により商業的に利用されている回路配置に関しては、登録を受ける権利を有する者が、当該回路配置が他人により商業目的のために現に使用されていることを知っている場合は、登録を受ける権利を有する者は、自らの登録を受ける権利についての通知書を、使用者が当該使用を終了させるか又は継続するよう、当該使用者に対して送達することができる。

(3) (1)及び(2)の規定に従い通知された者が当該発明、工業意匠又は回路配置を使用し続ける場合において、発明特許証、実用新案特許証、工業意匠特許証又は半導体集積回路の回路配置登録証が交付されたときは、当該発明、工業意匠又は回路配置の所有者は、当該発明、工業意匠又は回路配置の当該使用者に対して、使用の関係範囲及び期間内で当該発明、工業意匠又は回路配置をライセンス許諾したときの料金に相当する報酬を支払うべき旨請求する権利を有する。

第 2 節 工業所有権の制限

第 132 条 工業所有権を制限する要因

本法に基づいて、工業所有権は、次の要因により制限されるものとする。

(1) 発明又は工業意匠に対する先使用者の権利

(2) 次のものを含む所有者の義務

(a) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者に対して報酬を支払うこと

- (b) 当該発明又は標章を使用すること
- (3) 国家当局の決定に基づいて発明を使用する権利を移転すること

第 133 条 国家の代理として発明を使用する権利

(1) 省及び省レベルの当局は、国家の代理として、公共的な非商業目的、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養についてのそれらの機関それぞれの管理下にある分野において発明を実施する権利又はその実施を他の組織又は個人に対して許可する権利、及び第 145 条及び第 146 条に従い排他的契約に基づく発明の所有者又はその者の実施権者(以下「発明を実施する排他権の所有者」という)の許可を取得することなしに緊急の社会的必要を満たす権利を有する。

(2) (1)に基づく発明の実施は、国家資金からの金銭及び素材並びに技術的施設を使用することにより創出された発明を除き、第 146 条(1)に規定するライセンス許諾の範囲及び条件に制限される。

第 134 条 発明及び工業意匠に対する先使用权

(1)発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者(以下「先使用权の所有者」という)は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用权の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。

(2)発明又は工業意匠に対する先使用权の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備と共に移転される場合を除く。先使用权の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

第 135 条 発明、工業意匠及び回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務

(1) 所有者は、当事者による別段の合意がある場合を除き、(2)及び(3)に従い創作者に対して報酬を支払う義務を有する。

(2) 所有者が創作者に対して支払を要する報酬の最低料率は、次に規定する通りである。

(a) 所有者が発明又は工業意匠又は回路配置の使用から得た収入の 10 パーセント

(b) 発明又は工業意匠又は回路配置のライセンス付与による各支払時に、所有者が受領した金銭合計額の 15 パーセント

(3) 発明、工業意匠又は回路配置が複数の創作者により創出された場合は、(2)に規定する報酬料率は、全創作者に一括して適用されるものとする。創作者は、所有者により支払われた当該報酬の配分については創作者自身が決定しなければならない。

(4) 発明、工業意匠又は回路配置の創作者に対して報酬を支払う義務は、当該発明、工業意

匠又は回路配置の保護の全期間に亘り継続する。

第 136 条 発明及び標章を使用する義務

(1) 発明所有者は、国防、安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要を満たすため、又はその他の社会的緊急の必要を満たすため、保護された製品を製造し、又は保護された方法を適用する義務を負うものとする。発明所有者が前記必要の何れかが発生した時に当該義務を履行しない場合は、国家当局は、第 145 条及び第 146 条の規定に従い当該発明のライセンスを他人に対して付与することができる。

(2) 標章所有者は、それを継続的に使用する義務を負うものとする。標章の所有権の効力は、それが第 95 条に従い継続して 5 年を超える期間使用されなかったときは、終了する。

第 137 条 従属発明を実施する目的での主発明の実施を許可する義務

(1) 従属発明とは、他の発明(以下「主発明」という)を基礎として創出された発明であって、主発明を実施することを条件としてのみ実施することができるものをいう。

(2) 従属発明の所有者は、従属発明が主発明と比較して重要な技術的進歩を創出し又は相当な経済的意義を有することを立証した上で、合理的に商業的な価格及び条件に従うことを条件として、主発明のライセンス付与を主発明の所有者に対して請求することができる。主発明の所有者が、従属発明の所有者の要求を正当な理由なく満たさず、本項に規定する義務を履行しない場合は、国家所管当局は、その者の許可なしに、第 145 条及び第 146 条の規定に従い従属特許の所有者に対して主発明のライセンスを付与することができる。

第 X 章 工業所有権の移転

第 1 節 工業所有権の譲渡

第 138 条 工業所有権の譲渡に関する総則

(1) 工業所有権の譲渡とは、工業所有権所有者による他の組織又は個人に対する所有権の移転をいう。

(2) 工業所有権の譲渡は、契約書(以下「工業所有権の譲渡契約」という)の形式により行われるものとする。

第 139 条 工業所有権の譲渡に対する制限

(1) 工業所有権所有者は、保護の範囲内においてのみその者の権利を譲渡するものとする。

(2) 地理的表示の権利は、譲渡してはならない。

(3) 商号に対する権利は、当該商号に基づく事業所全体及び事業活動の移転と共にする場合にのみ譲渡されるものとする。

(4) 標章に対する権利の譲渡は、当該標章を有する商品又はサービスの特質又は出所について混同を生じさせてはならない。

(5) 標章に対する権利の譲渡は、当該標章の登録を受ける権利を有する者に係る要件を満たす組織又は個人に対してのみ譲渡されるものとする。

第 140 条 工業所有権の譲渡契約の内容

工業所有権の譲渡契約は、次の実質的規定を有していなければならない。

- (1) 譲渡人及び譲受人の完全名称及び住所
- (2) 譲渡の根拠
- (3) 譲渡の価格
- (4) 譲渡人及び譲受人の権利義務

第2節 工業所有権のライセンス許諾

第141条 工業所有権のライセンス許諾に関する総則

- (1) 工業所有権のライセンス許諾とは、所有者の実施の権利の範囲内において工業所有権を行使することについて、他の組織又は個人に対して与える当該工業所有権所有者の許可をいう。
- (2) 工業所有権のライセンス許諾は、契約書(以下「工業所有権の行使に係るライセンス契約」という)の形式により行わなければならない。

第142条 工業所有権のライセンス許諾に対する制限

- (1) 地理的表示又は商号を使用する権利は、ライセンス許諾してはならない。
- (2) 団体標章の使用の権利は、当該団体標章の所有者の構成員以外の組織又は個人に対してライセンス許諾してはならない。
- (3) 実施権者は、実施許諾者の許可なしには、第三者とサブライセンス契約を締結してはならない。
- (4) 標章使用権者は、商品及びその包装に、当該商品が標章の使用契約に基づいて生産されていることを表示する義務を有する。
- (5) 排他的契約に基づく発明の実施権者は、第136条(1)に従い発明の所有者と同一方法により当該発明を実施する義務を有する。

第143条 工業所有権の行使に係る契約の種類

工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の種類とすることができる。

- (1) 排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施権者が、ライセンスの範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する排他的権利を有し、他方実施許諾者は、工業所有権の行使に係るライセンス契約を如何なる第三者とも締結することができず、また実施権者の許可なしに、当該工業所有権を行使することができない契約をいう。
- (2) 非排他的ライセンス契約とは、当該契約に基づいて、実施許諾者が、ライセンス許諾の範囲及び期間内において、当該工業所有権を行使する権利及び他人と非排他的契約を締結する権利の双方を依然有する契約をいう。
- (3) 工業所有権の行使に係るサブライセンス契約とは、当該契約の実施許諾者が他の契約に基づく工業所有権の実施権者である契約をいう。

第144条 工業所有権の行使に係るライセンス契約の内容

- (1) 工業所有権の行使に係るライセンス契約は、次の実質的規定を有していなければならない。
 - (a) 実施許諾者及び実施権者の完全名称及び住所

- (b) ライセンスの根拠
 - (c) 契約の種類
 - (d) ライセンスの範囲(実施の制限, 領域的制限)
 - (dd) ライセンスの期間
 - (e) ライセンスの価格
 - (g) 実施許諾者及び実施権者の権利義務
- (2) 工業所有権の行使に係るライセンス契約は, 次のような不当に実施権者の権利を制限する規定, 特に実施許諾者の権利から派生しない規定を有してはならない。
- (a) 標章以外の工業所有権を改良することを実施権者に対して禁止すること, また, 当該改良に関して, 無償ライセンスを付与し又は工業所有権の登録若しくは工業所有権を実施許諾者に対して譲渡することを, 実施権者に対して強制すること
 - (b) 工業所有権の行使に係るライセンス契約に基づいて生産された商品又は提供されたサービスを, 当該実施許諾者が関係工業所有権を保有せず, また当該商品を輸入する排他的権利も有していない領域へ実施権者が輸出することに直接的又は間接的に制限を課すこと
 - (c) ライセンスに基づいて生産された商品又は提供されたサービスの品質の保証を目的とはせずに, 実施許諾者から又は実施許諾者により指定された者から素材, 部品又は設備の全部又は一定割合を買うことを実施権者に対して強制すること
 - (d) 工業所有権又はライセンスに対する権利の効力を争うことを実施権者に対して禁止すること
 - (3) 契約において(2)に規定する場合に該当する如何なる条件も, 職権により無効とされるものとする。

第3節 発明の強制ライセンス許諾

第145条 発明の強制ライセンス許諾の根拠

- (1) 次の場合は, 発明を実施する権利は, 当該発明を実施する排他権の所有者から許可を取得することなしに, 第147条(1)に規定する国家所管当局の決定により他の組織又は個人に対して移転されるものとする。
- (a) 発明の当該実施が, 国防, 安全保障, 人民の保健及び栄養の必要又は社会のその他の緊急の必要を満たすためのような公共的な非商業目的のためである場合
 - (b) 発明を実施する排他権の所有者が当該発明についての登録出願の出願日から4年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から3年の期間満了時に第136条(1)及び第142条(5)に規定する当該発明を実施する義務を果たさなかった場合
 - (c) 発明を実施しようとする者が, 適切な価格及び商業的対価に関する交渉のために合理的な時間をかけて行った努力にも拘らず, 発明の実施に係るライセンス契約の締結について発明を実施する排他権の所有者と合意に至らなかった場合
 - (d) 発明を実施する排他権の所有者が, 競争法令に基づいて禁止されている反競争行為を実行することを決めた場合

(2) 発明を実施する排他権の所有者は、(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の可能性がないときは、当該実施の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が発明実施権者を害さないことを条件とする。

第 146 条 強制的決定に基づいて移転された発明を実施する権利に対する制限の条件

(1) 国家所管当局の決定に基づく移転は、次の条件に適合しなければならない。

(a) 当該実施の権利が非排他的であること

(b) 当該実施の権利が、第 145 条(1)(d)にいう場合を除き、強制ライセンス許諾の目的を達成するため、特に国内市場に供給のために十分な範囲及び期間のみに制限されなければならないこと。半導体技術における発明に関しては、強制ライセンス許諾は、公共的な非商業目的、又は競争法に基づく反競争行為を取り扱う目的のみを目指すものでなければならない。

(c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にする場合を除き、当該実施の権利を譲渡してはならず、また他人に対してサブライセンス付与してはならないこと

(d) 実施権者は、政府の規定する報酬枠に従って、当該実施の権利の経済的価値を参酌して、発明を実施する排他権の所有者に対し、各特定の場合の状況において十分な報酬を支払わなければならないこと

(2) (1)に規定する条件に加え、第 137 条(2)にいう何れかの場合において移転された発明を実施する権利は、次の条件も満たさなければならない。

(a) 主発明を実施する排他権の所有者は、合理的な条件により従属発明を実施する権利を移転させる権利も有すること、及び

(b) 主発明を実施する権利の被移転者は、従属発明に関する全権利の譲渡と共にする場合を除き、当該権利を譲渡してはならないこと

第 147 条 強制的決定に基づく発明のライセンス許諾に係る管轄及び手続

(1) 科学技術省は、第 145 条(1)(b), (c)及び(d)に規定する場合におけるライセンスの請求の審理に基づいて、発明の実施に係る強制ライセンス許諾に関する決定を下すものとする。省、省レベルの当局は、科学技術省との協議に基づいて、第 145 条(1)(d)に規定する状況の発生時にそれぞれの管理下にある分野において発明を実施する権利の移転に関する決定を下すものとする。

(2) 発明の強制ライセンス許諾に関する決定は、第 146 条に従い実施の適切な範囲及び条件を規定しなければならない。

(3) 強制ライセンス許諾に関して決定した国家当局は、当該決定について発明を実施する排他権の所有者に速やかに通知しなければならない。

(4) 強制ライセンス許諾に関する決定及び強制ライセンス許諾の拒絶に関する決定は、法律に従って行政不服申立又は訴訟に従うものとする。

(5) 政府は、本条にいう発明の強制ライセンス許諾の手続に係る特別規定を制定する。

第 4 節 工業所有権の移転契約の登録

第 148 条 工業所有権の移転契約の効果

- (1) 第 6 条(3)(a)にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、工業所有権の譲渡契約は、国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。
- (2) 第 6 条(3)(a)にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、工業所有権の実施契約は、当事者による合意に従い有効となるが、第三者に対しては国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。
- (3) 工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約の効力は、実施許諾者の工業所有権が終了したときに職権により終了させられる。

第 149 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類

工業所有権の行使に係るライセンス許諾契約又は工業所有権の譲渡契約の登録に係る一件書類は、次のものを含まなければならない。

- (1) 所定の様式により作成された契約書の登録請求書
- (2) 当該契約書の原本又は有効な謄本
- (3) 保護証書の原本(工業所有権の譲渡の場合)
- (4) 当該工業所有権が共同所有に基づくときは、共同所有者の同意書、及び残りの共同所有者の不同意の理由の説明書
- (5) 手数料及び料金の領収書
- (6) 当該一件書類が代理人を通じて提出されるときは、委任状

第 150 条 工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の処理

工業所有権の移転契約の登録に係る一件書類の受領及び処理の順序及び手続は、政府がこれを規定する。

第 XI 章 工業所有権代理人

第 151 条 工業所有権代理業務

- (1) 工業所有権代理業務は、次の種類を含む。
 - (a) 工業所有権の確定及び執行における権限を有する国家当局に対して組織、個人を代表すること
 - (b) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関する係争について助言すること
 - (c) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関するその他の業務
- (2) 工業所有権代理人は、工業所有権代理業務を遂行する組織(以下「工業所有権代理機関」という)、及び当該組織の工業所有権代理業務を実施する個人(以下「工業所有権代理人」という)を含む。

第 152 条 工業所有権代理人の権利の範囲

- (1) 工業所有権代理機関は、委任の範囲内でのみ業務を提供し、かつ、委任者の同意書によってのみ他の工業所有権代理機関に再委任する権利を有する。
- (2) 工業所有権代理機関は、全懸案業務を他の工業所有権代理機関に適法に移転した後、その工業所有権代理業務を放棄する権利を有する。

- (3) 工業所有権代理機関は、次の活動を行ってはならない。
- (a) 工業所有権を争っている複数の当事者を同時に代理すること
- (b) 保護証書に係る出願を取り下げること、保護の放棄を宣言すること又は委任当事者の同意なしに工業所有権の確定に対する不服申立を取り下げること
- (c) 依頼人を欺瞞して又は強制して工業所有権代理業務に係る契約を締結し、かつ、履行すること

第 153 条 工業所有権代理人の責任

- (1) 工業所有権代理人は、次の責任を有する。
 - (a) 工業所有権の確定及び執行に係る手続に関する手数料及び料金の項目及び料率、並びに国家工業所有権庁に登録された業務料金表に基づく業務料金の項目及び料率を明確に通知すること
 - (b) その者の代理する事件に関するすべての情報及び書類について秘密保持すること
 - (c) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局のすべての通知、要件について、被代理人に対して誠実かつ完全に知らせること、保護証書及びその他の決定書を適時に引き渡すこと
 - (d) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局の、被代理人に対するすべての要件を適時に満たすことにより、当該被代理人の正当な権利及び利益を保護すること
 - (dd) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局に対して、被代理人の名称、住所に関する一切の変更、及び必要な場合は、その他の情報を通知すること
- (2) 工業所有権代理機関は、当該代理機関の代理としてその工業所有権代理人により行われた代理活動に対する民事上の義務を負う。

第 154 条 工業所有権代理業務を遂行する条件

次の条件を満たす組織は、工業所有権代理機関として工業所有権代理業務を遂行する権利を有する。

- (1) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、適法に設立され、運営されている企業、合作社、又は科学技術サービス組織であること。
- (2) 工業所有権代理業務を遂行する機能を有し、それが事業登録証明書又は事業経営登録証明書(以下「事業登録証明書」という)に記録されていること
- (3) 当該組織の所長又は当該所長により授権された者は、第 155 条(1)に規定する工業所有権業務の実務に係る条件を満たさなければならない。

第 155 条 工業所有権代理人としての実務に係る条件

- (1) 次の条件を満たす個人は、工業所有権代理業務の実務を遂行する権利を有する。
- (a) 工業所有権代理人の実務証明書の付与を受けていること
- (b) 1 の工業所有権代理機関で就業していること
- (2) 次の条件を満たす個人は、工業所有権代理業務の実務証明書の付与を受けなければならない。
- (a) 公民行為のための十分な能力を有するベトナム国民であること

- (b) ベトナムに恒久的に居住していること
 - (c) 学士号を有すること
 - (d) 少なくとも連続して 5 年間、工業所有権法令分野に直接従事したことがあること、又は少なくとも連続して 5 年間、国内又は国際工業所有権庁において工業所有権出願の審査に直接従事したことがあること、又は国家当局により承認された工業所有権法及び規則に関する研修課程の卒業証明書を有すること
 - (dd) 工業所有権の確定及び執行に係る国家当局で就業する職員ではないこと
 - (e) 当局により企画された工業所有権代理人専門職に関する試験に合格していること
- (3) 政府は、工業所有権法及び規則に関する研修プログラム、工業所有権代理人専門職、工業所有権代理業務の実務証明書の付与に係る特別規定を制定する。

第 156 条 工業所有権代理機関の名称の記録、削除；工業所有権代理人の実務証明書の取消

- (1) 第 154 条及び第 155 条にそれぞれ規定する工業所有権代理業務を遂行し又は実務を行う条件を満たす組織又は個人は、それらの者の請求により、工業所有権代理人の国家登録簿に記録され、国家工業所有権庁がこれを工業所有権公報により公告する。
- (2) 工業所有権代理人が第 154 条及び第 155 条に規定する遂行又は実務を行う条件をもはや満たさない場合は、国家工業所有権庁は、当該工業所有権代理人の名称を工業所有権代理人の国家登録簿から抹消し、かつ、当該事実を工業所有権公報により公告する。
- (3) 第 152 条(3)及び第 153 条の規定に違反する工業所有権代理機関は、法律及び規則に従い取り扱われるものとする。
- (4) 実務遂行中に専門的誤りをし、又は第 152 条(3)(c)及び第 153 条(1)の規定に違反した工業所有権代理人は、当該違反の本質及び重要度に応じて、警告、罰金、又は工業所有権代理人の実務証明書の取消に服さなければならない。

第 IV 部 植物品種に係る権利

第 XII 章 植物品種の保護に係る条件

第 157 条 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人

- (1) 植物品種に係る権利の保護を受けることができる組織又は個人は、植物品種を育成し若しくは発見及び開発したか、又は植物品種を育成し若しくは発見及び開発する業務に投資した組織若しくは個人であり、又は植物品種に係る権利の移転を受けた者である
- (2) (1)に記載する組織、個人は、ベトナムの組織、個人；並びにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国の組織及び個人；ベトナムにおいて本部・恒久住居を登録しているか又はベトナムにおいて植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国組織、個人；ベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国において本部・恒久住居を登録しているか、又は植物品種の取引若しくは生産の事業所を有する外国の組織、個人を含む。

第 158 条 権利が保護される植物品種に係る一般的条件

権利が保護されるべき植物品種は、育成され若しくは発見及び開発される品種であり、農

業地方開発省が発行する、国家により保護可能な種の一覧に属するものであって、新規で、識別性を有し、均一、安定であり、また適正な名称を有するものである。

第 159 条 植物品種の新規性

品種の増殖素材又は収穫物が、第 164 条にいう登録権の所有者による若しくはその同意による実施目的で、ベトナム領土において出願書類の提出日前 1 年超、又はベトナム国外において樹木若しくはぶどうについては出願書類の提出日前 6 年超、及びその他の種については 4 年超の時期に販売され又はその他の方法で頒布されていないときは、当該品種は、新規性を有するとみなす。

第 160 条 植物品種の識別性

(1) 植物品種は、他の品種であって、その存在が出願日又は場合に依じて優先日において周知のものから 1 又は複数の主な特質において明確に識別できるときは、識別性を有するとみなす。

(2) (1)に規定する周知の品種とは、次の場合の 1 をいう。

(a) 当該品種の増殖素材又は収穫素材が、登録出願の時点で世界の何れかの国の市場において広範に使用されている場合

(b) 何れかの国において当該品種が保護されており、又は植物品種の一覧に登録されている場合

(c) 当該植物品種が、出願書類様式が拒絶されなかったことを条件として、何れかの国において未だ保護に係る又は植物種の一覧に係る出願の対象である場合

第 161 条 植物品種の均一性

品種は、その増殖方法における一定の特質について変異が許可される場合を除き、関係表現型の同一表現が存在するときは、増殖における均一性を有するとみなす。

第 162 条 植物品種の安定性

品種は、その品種の関係表現型特質が原記述と同一表現を保持し、かつ、各増殖収穫後又は場合に依じて増殖循環後もなお変わらないときは、安定的であるとみなす。

第 163 条 植物品種の名称

(1) 登録人は、植物品種に対する権利を管理している政府の機関に植物品種の適切な名称を提案しなければならないが、この名称は、ベトナム社会主義共和国と植物品種保護に関する協定を結んでいる何れかの国において保護を登録された名称と同一のものでなければならない。

(2) 品種は、それが同一種又は類似種において周知の他の全品種から識別できるときは、適正に命名されたとみなす。

(3) 植物品種の名称は、次の場合は適正であるとみなさない。

(a) 数字のみから構成される場合。ただし、当該数字が植物品種の特異性又は指定の確定に関係する場合を除く。

(b) 公序良俗に反する場合

- (c) 当該品種の特徴又は特質の不実表示となる虞がある場合
- (d) 育成者の特定について誤解を与え易い場合
- (dd) 当該植物品種の保護登録出願の出願日前に既に保護されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じる程に類似する場合
- (e) 他の何れかの組織又は個人の先の権利に影響を及ぼす場合
- (4) 植物品種の増殖素材の販売の申出をし又はそれを市場に出す如何なる組織又は個人も、記載された保護期間の満了後であっても保護証における名称としての植物品種の名称を使用しなければならない。
- (5) 植物品種の名称が市場における販売又は申出のために既に登録されている植物品種の名称と類似の商標、商号又は表示と結合しているときは、当該名称は、容易に識別性を有するものとする。

第 XIII 章 植物品種に係る権利確定

第 1 節 植物品種に係る権利確定

第 164 条 植物品種に係る権利登録

- (1) 植物新品種に係る権利の保護を取得するためには、組織及び個人は、国家工業所有権庁に対して保護登録出願をしなければならない。
- (2) 植物品種の保護を登録する権利を保有する組織又は個人(以下「登録人」という)は、次を含む。
 - (a) 自らの努力及び経費により、当該品種を直接に育成し又は発見及び開発した育成者
 - (b) 別段の合意がない限り契約により、育成者が育成し又は発見及び開発するのに投資した組織又は個人
- (c) 植物品種保護に係る登録の権利の移転又は相続を受けた組織又は個人
- (3) 国家予算又は国家管理に基づくプロジェクトの融資を使用することにより育成され又は発見及び開発される植物品種については、当該植物品種に係る権利は、国家に属することになる。

政府は、本条にいう植物品種に係る権利の登録について特別規定を制定する。

第 165 条 植物品種に係る権利を求める出願様式の提出

- (1) 本法の第 157 条に規定する組織・個人は、直接的、又はベトナムにおけるその法定代理機関を通じて植物品種に係る権利の登録出願(以下「保護出願」という)をすることができる。
- (2) 以下の条件を満たす組織は、植物品種に対する権利の代理組織として植物品種に対する権利の代理業務の経営をすることができる。
 - (a) ベトナムにおける外国の法律事務所を除き、適法に設立され運営されているベトナムの企業、合作社、法律事務所又は科学技術サービス組織であること。
 - (b) 植物有権代理業務を遂行する機能を有し、それが活動登録証明書又は経営登録証明書(以下両者を「経営登録証明書」という)に記録されていること。
- (3) 本条の(4)と(5)に規定する条件を満たす組織の所長又は当該所長により授権された者は、

植物品種に係わる権利の代理業務を遂行することができる。

(4) 以下の条件を満たす個人は、植物品種に係わる権利の代理業務を遂行することができる。

(a) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書があること。

(b) 植物品種に関わる権利の代理業務の遂行組織に勤めていること。

(5) 以下の条件を満たす個人は植物品種に関わる権利の代理業務の遂行証明書を発給される。

(a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと

(b) ベトナムで恒久住居していること

(c) 大学終了証明書を持っていること

(d) 植物品種への権利に関する法律の分野で連続の 5 年間以上直接的に従事している、又は国内外の機関で植物品種への権利の登録願書の審査を連続の 5 年間以上直接的に従事している、或いは権限のある機関によって承認された植物品種への権利に関する法律のトレーニングコースを卒業したこと。

(d) 植物品種への権利の実施を策定・確保する権限を持っている国家機関に勤めている公務員でないこと。

(e) 権限のある機関が主催した植物品種への権利の代理業務に関する試験に合格したこと。

(6)合法的な出願代理者と植物品種への権利の代理業務組織については細則で規定する。

第 166 条 植物品種に係る最初の出願様式の提出についての原則

(1) 複数の独立した者が異なる日に保護出願を提出する場合は、植物品種保護証は、最先の有効な登録人に対して付与されることになる。

(2) 同一品種の保護証について多数の出願様式が同日に提出される場合は、植物品種保護証は、他の全員の合意を得た登録人に対して付与されることになる。登録人全員が合意できなかったときは、植物品種保護証は、国家植物品種権管理庁により、当該品種を育成し又は発見及び開発した最初の育成者に対して付与されることになる。

第 167 条 出願様式に係る優先権原則

(1) 登録人は、植物品種に関する協定をベトナム社会主義共和国との間で締結している国において同一品種についての出願様式を提出した日から 12 月以内に出願様式を提出した場合は、優先権を請求することができる。最初の出願の出願日は、この期限に含まれないものとする。

(2) 登録人は、優先権を主張するためには、保護登録出願書類において当該主張を明記しなければならない。保護出願書類の提出から 3 月以内に、登録人は、所管当局により認証された最初の出願書類の写し及び見本、又は両出願様式における品種が同一であることを立証するその他の証拠を提出しなければならない、また手数料を納付しなければならない。登録人は、優先権終了の日から 2 年以内、又は最初の出願様式が拒絶若しくは取り下げられた場合は、出願書類に記載された植物品種の種に応じて、拒絶又は取下げ後適時に、第 176 条及び第 178 条の規定に従う審査のために、国家植物品種権管理庁に対して情報又は必要

な資料を提供することが認められる。

(3) 保護登録出願が優先権に適格であるときは、優先日は、最初の出願書類様式が提出された日とする。

(4) (1)にいう期限内は、他の出願、又は最初の出願対象である植物品種の公開若しくは使用は、優先権に適格の保護登録出願を拒絶する根拠とみなしてはならない。

第 168 条 植物品種保護証及び保護された植物品種の国家登録簿

(1) 保護証の内容は、品種及び種の名称、権利所有者(以下「保護証所有者」という)の名称及び育成者の名称、並びに当該植物品種に係る権利保護の期間を含む。

(2) 国家植物品種権管理庁は、保護証の内容を、同庁が設置し、維持管理する植物品種保護の国家登録簿に記録する。

第 169 条 植物品種保護証の効力

(1) 植物品種保護証は、ベトナム全領土に亘り適用される。

(2) 植物品種保護証は、権利付与の日から樹木及びぶどうについて 25 年間、その他の種について 20 年間有効となる。

(3) 植物品種保護証は、第 170 条及び第 171 条に従い取消又は無効とすることができる。

第 170 条 植物品種保護証の効力の取消及び回復

(1) 植物品種保護証は、次の 1 に該当する場合は、これを取り消すことができる。

(a) 保護された品種の均一性及び安定性が当該保護証の付与時点の要件をもはや満たさない場合

(b) 当該保護証所有者が規則に従い年次料金を納付しない場合

(c) 当該保護証所有者が必要な書類及び所定の維持のための増殖素材を提供しない場合

(d) 当該保護証所有者が国家植物品種権管理庁による請求に従い植物品種の名称を変更しない場合

(2) (1)(a)、(c)及び(d)に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。

(3) (1)(b)に規定する場合については、年次料金の期限の満了日の時点で、国家植物品種権管理庁は、年次料金が納付されない翌有効年の初日からの植物品種保護証の取消の決定を下さなければならない。

(4) (1)(a)に規定する場合については、如何なる組織及び個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証の効力取消を請求することができる。

植物品種保護証の取消請求の結果及び関係当事者の意見に基づいて、国家植物品種権管理庁は、当該保護証を取り消す又は当該保護証の取消を拒絶する決定を下さなければならない。

(5) (1)に規定する場合については、国家植物品種権管理庁は、専門公報により当該取消を公告して、当該取消の理由を明記しなければならない。同時に保護証所有者に対して通知を送達しなければならない。公告の日から 30 日以内に、保護証所有者は、国家植物品種権管理

庁に対して植物品種保護証の取消の理由を説明するよう請求書を提出する権利を有し、また植物品種保護証を回復するために手数料を納付しなければならない。提出から 90 日以内に、保護証所有者は、(1)(b)、(c)及び(d)に規定する場合に関して、当該保護証が取り消された理由を説明しなければならない。国家植物品種権管理庁は、その後当該保護証の効力を回復して、それを専門公報に公告することを審理しなければならない。

(1)(a)に規定する場合については、当該所有者が、当該植物品種は均一性及び安定性についての要件を満たしており、かつ、国家植物品種権管理庁によりその旨を認証されたことを立証するときは、植物品種保護証の効力は回復されるものとする。

第 171 条 植物品種保護証の無効

(1) 植物品種保護証の効力は、次の場合において無効とされる。

(a) 出願様式が出願する権利を有していない者に属している場合。ただし、植物品種に係る権利が登録権の所有者に譲渡されている場合を除く。

(b) 保護された品種が植物品種保護証の付与時点で新規性及び安定性についての条件を満たしていなかった場合

(c) 植物品種保護証が登録人の提出した技術的試験結果に基づいて付与されている場合において、保護された品種が均一性及び安定性についての条件を満たしていなかったとき

(2) 如何なる組織又は個人も、国家植物品種権管理庁に対して植物品種保護証を無効とするよう当該植物品種保護証の有効期間中に請求することができる。

国家植物品種権管理庁は、無効の要件の審査結果及び関係当事者の意見に基づいて、植物品種保護証の効力の無効に対する拒絶の決定を下すか、又は無効の決定を下さなければならない。

(3) 植物品種保護証が無効とされた場合は、植物品種権に基づいて生じたすべての取引は無効となる。当該無効取引は、民法に従って取り扱われるものとする。

第 172 条 植物品種保護証の補正又は再交付

(1) 保護証所有者は、国家植物品種権管理庁に対して、保護証所有者の名称及び住所に関する何らかの誤記を変更又は更正するよう請求する権利を有する。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。当該誤記が国家植物品種権管理庁により行われたときは、同庁は、当該誤記を更正しなければならない、また保護証所有者は、手数料及び料金を納付する必要がない。

(2) 保護証所有者は、植物品種保護証が紛失し又は毀損されたときは、国家植物品種権管理庁に対してその再交付を請求することができる。ただし、所定の手数料及び料金を納付することを条件とする。

第 173 条 保護証に係る決定の公告

品種保護証の付与、再交付、取消、無効、補正に関するすべての決定は、国家植物品種権管理庁により決定発出から 60 日以内に専門公報により公告されるものとする。

第 2 節 保護登録出願の出願様式及び処理手続

第 174 条 保護登録出願

(1) 植物新品種保護に係る権利の登録出願書類は、次のものを含まなければならない。

- (a) 所定の様式を使用する登録出願様式
- (b) 所定の様式を使用する写真及び技術的質問書
- (c) 代理人を通じて出願するときは、委任状
- (d) 登録人が登録権の移転を受けた者であるときは、登録権を証明する書類
- (dd) 優先権主張の場合は、優先権を立証する書類
- (e) 手数料の領収書

(2) 保護登録出願書類、及び登録人と国家植物品種権管理庁との間の取引書類は、ベトナム語により作成しなければならない。ただし、次の書類は外国語により作成することができるが、国家植物品種権管理庁の請求によりベトナム語に翻訳しなければならない。

- (a) 委任状
- (b) 登録権を証明する書類
- (c) 優先権を証明する書類
- (d) その他の書類

(3) 保護登録出願のための優先権を立証する書類は、次のものを含む。

- (a) 授権された組織により認証された最初の出願様式の写し
- (b) 当該権利が他人から移転された場合においては、優先権に係る権利の移転又は相続についての書類

第 175 条 出願様式の受領；提出日

(1) 保護登録出願は、第 174 条(1)に規定する全書類と共に国家植物品種権管理庁により受理される。

(2) 出願様式の出願日は、当該出願様式が国家植物品種権管理庁により受領された日である。

第 176 条 出願様式の効力の審査

(1) 出願日から 15 日以内に、出願様式は、当該出願の効力を決定するために国家植物品種権管理庁により審査されることになる。

(2) 保護登録出願は、次の場合の 1 に該当するときは、無効とみなす。

- (a) 出願様式が要件に従っていない場合
- (b) 出願様式における品種が保護された種の一覧における種に属さない場合
- (c) 登録権が複数の組織又は個人に属する場合において、その 1 人又は複数の者が当該登録に同意しないときを含め、登録人が出願についての権利を有していない場合

(3) 国家植物品種権管理庁は、次の通り手続を実施する。

(a) (2)(b)及び(c)に規定する場合については、拒絶の理由を付して出願様式の受理の拒絶を通知すること

(b) (2)(a)に規定する場合については、誤りを訂正するよう登録人に通知すること、及び訂正を求める通知の受領から 30 日の期限を登録人に通知すること

(c) 登録人が誤りを訂正しないとき、又は(b)にいう通知に対する合理的な不服申立を有していないときは、出願様式の拒絶を通知すること

(d) 出願様式の受理を通知し、登録人に対して当該品種の見本を技術試験の担当機関に提出するよう要求すること、及び当該出願様式が有効であるとき又は当該登録人が誤りを訂正し若しくは(b)に規定する通知に対する合理的な応答をしたときは、第 178 条に規定する手続に従うこと

第 177 条 保護出願様式の公開

(1) 出願様式が有効であるときは、国家植物品種権管理庁は、植物品種に関する専門公報により、当該出願の受理の日から 90 日以内に公開しなければならない。

(2) 公会の内容は次のものを含む。出願様式の番号、出願日、(若しいる場合は)代理人、登録人の名称、所有者の名称、品種の名称、種、出願様式が有効として受理された日

第 178 条 植物品種の登録に係る出願様式の内容の審査

(1) 国家植物品種権管理庁は、有効として受理された出願様式の内容を審査する。当該審査は、次を含む。

(a) 新規性及び名称について審査すること

(b) 品種の技術試験の結果を審査すること

(2) 技術試験とは、品種の識別性、均一性及び安定性を決定するための栽培試験の遂行をいう。

技術試験は、所管当局により、又は農業地方開発省の規定に従う技術試験を遂行する十分な能力を有する組織若しくは個人により行われるものとする。

国家植物品種権管理庁は、以前の技術試験の結果を使用することができる。

(3) 当該試験結果の審査期間は、技術試験結果を受領した日から 90 日とする。

第 179 条 出願様式の修正及び補充

(1) 登録人は、国家植物品種権管理庁が植物品種保護証を付与する又は付与しないことを決定する前に、次の権利を有する。

(a) 保護登録出願の内容を変えることなく出願様式を修正又は補充すること

(b) 登録人の名称及び宛先の変更の確認を請求すること

(c) 契約に基づくか又は相続若しくは遺贈の結果としての出願様式の移転による登録人の変更の確認を請求すること

(2) (1)に規定する手続の何れかを請求する者は、手数料及び年次料金を納付しなければならない。

第 180 条 登録に係る出願様式の取下

(1) 国家植物品種権管理庁が保護証を付与する又は付与を拒絶する決定をする前に、登録人は、保護出願様式を取り下げることができる。当該取下についての請求は、書面で行わなければならない。

(2) 登録人が保護出願様式を取り下げる請求をした時から、当該出願に関する以後のすべて

の手續は終了する。完了していない手續について納付された手数料は、当該登録人からの請求により還付される。

第 181 条 植物品種保護証の付与に係る第三者の意見

植物品種の保護登録出願の専門公報による公開の日から植物品種保護証の付与についての決定が下されるまでは、如何なる第三者も、植物品種保護証の交付についての意見を国家植物品種権管理庁に対して送付することができる。当該意見は、それを支持する論拠及び証拠を添付し、書面で作成しなければならない。

第 182 条 植物品種保護証の付与の拒絶

保護出願様式は、第 176 条及び第 178 条に規定する何れかの条件を満たさない場合は、植物品種保護証の交付について拒絶されるものとする。拒絶の場合は、国家植物品種権管理庁は、次の手續を実施しなければならない。

- (1) 保護証の付与を拒絶すべき旨の提議を通知し、その理由及び登録人が欠陥を補正するか又は当該通知に対して不服申立をする期限を明示すること
- (2) 登録人が当該欠陥を補正しなかったか又は(1)に規定する通知に対して不服申立をしなかったときは、保護証付与の拒絶を通知すること
- (3) 当該欠陥を補正したか又は(1)に規定する付与を拒絶すべき旨の提議に対して不服申立をするために正当な意見を提出したときは、第 183 条に記載する手續を実施すること

第 183 条 植物品種保護証の付与

保護登録出願様式が第 182 条の規定に従い拒絶されないとき、かつ、登録人が手数料を納付したときは、国家植物品種権管理庁は、植物品種保護証の付与についての決定を下して、これを保護植物品種の国家登録簿に記録する。

第 184 条 植物品種保護証の交付又は交付拒絶についての苦情

- (1) 登録人及びその他如何なる第三者も、植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶について苦情を申し立てる権利を有する。
- (2) 植物品種保護証の付与の決定又はその付与の拒絶の決定についての如何なる苦情も、苦情及び告発に関する法律に従い処理される。

第 XIV 章 植物品種に係る権利の内容及び制限

第 1 節 植物品種に係る権利の内容

第 185 条 育成者の権利

植物品種の育成者は、次の権利を有する。

- (1) 育成者の名称が、植物品種保護証、保護植物品種の国家登録簿及び植物品種に関するすべての公開書類に記録されること
- (2) 第 191 条(1)(a)に規定する補償金を得ること

第 186 条 保護証所有者の権利

- (1) 保護証所有者は、保護植物品種の増殖素材に係る次の権利を行使し、又は他人が行使することを許可する権利を有する。

- (a) 生産又は繁殖
- (b) 増殖目的での処理
- (c) 販売の申出
- (d) 販売その他マーケティング
- (dd) 輸出
- (e) 輸入

(g) (a), (b), (c), (d), (dd)及び(e)に列挙する目的の何れかのための保管

(2) 本条の(1)に規定する植物品種に関わる保護証所有者の権利は、保護植物品種の増殖素材を違法的に使用して得た収穫素材に対して適用される。但し、当該所有者は、増殖素材に関わる権利を合法的に実施する機会があるにもかかわらず、実施しなかった場合を除く。

(3) 当該人は、第 188 条に従い、当該植物品種を他人が使用することを禁止する権利を有する。

(4) 当該人は、植物品種に係る権利を相続若しくは遺贈し、又は第 XV 章に従い移転させる権利を有する。

第 187 条 保護証所有者の権利の範囲

保護証所有者の権利は、次の植物品種に及ぶものとする。

(1) 保護された植物品種に主に由来する植物品種。ただし、当該保護された植物品種自体が他の保護された植物品種に主に由来する場合を除く。植物品種は、当該植物品種が保護された品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特質の表現を依然として保有しているときは、保護された植物品種に主に由来するものとみなす。但し、当該保護された品種に対する作用から生じる相違の特質を除く。

(2) 当該保護された植物品種と明確には異なる植物品種

(3) 植物品種であって、その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とするもの

第 188 条 植物品種に係る権利を侵害する行為

次の行為は、保護証所有者の権利に対する侵害とみなす。

(1) 保護証所有者の権利をその者の許可なしに実施し又は使用すること

(2) 同一又は類似の種の植物品種の保護された名称と同一又は類似の品種の名称を使用すること

(3) 第 189 条に規定する補償金額の支払なしに、保護された植物品種を使用すること

第 189 条 植物品種に係る暫定的権利

(1) 植物品種に係る暫定的権利は、保護登録出願の公開日から植物品種保護証の付与の日までに発生する植物品種の保護に係る登録人の権利である。登録人は、植物品種保護証が付与されない場合は、暫定的権利を有さない。

(2) 他人が商業目的で植物品種を使用している事実を知っているときは、当該登録人は、その者に対して、自らの植物品種の保護登録出願の存在について書面で通知する権利を有し、また当該他人が使用を終了させるか又は使用を継続するため、その出願日、保護登録出願

が公開された日を明示しなければならない。

(3) 当該品種の利用者は、(2)に規定の通り通知がなされ、かつ、当該利用者が利用を継続する場合は、適切な範囲及び利用期間内で当該品種を利用する権利の移転の価格に相当する金額を支払わなければならない。

第2節 植物品種に係る権利の制限

第190条 植物品種保護証所有者の権利に対する制限

(1) 次の行為は、保護された植物品種に係る権利の侵害とはみなさない。

(a) 植物品種を非商業目的で私的に使用すること

(b) 植物品種を科学的研究目的で使用すること

(c) 本法の第187条に規定する場合を除き、他の植物品種を創出するために植物品種を使用すること

(d) 生産家が、自らの耕作地における来季の増殖及び栽培のため、植物品種からの収穫物を使用すること

(2) 植物品種に係る権利は、保護された品種の何らかの素材であって、育成者又はその者の被指名者によりベトナム市場又は外国市場に販売又はその他の方法で持ち込まれたものに関係する行為に対しては、次の行為を除き、及ばないものとする。

(a) 当該植物品種の連続増殖に係る行為

(b) 当該植物品種の増殖素材を、属又は種が保護されていない国に輸出する行為。ただし、当該増殖素材が消費目的のためにのみ輸出される場合を除く。

第191条 所有者及び育成者の義務

(1) 植物品種保護証所有者は、次の義務を有する。

(a) 育成者に対して両者間の合意に従い補償金を支払うこと。当該合意のない場合は、補償金は、法律の規定に従い支払われなければならない。

(b) 規定に従い植物品種保護証に係る手数料を納付すること

(c) 保護された品種を保存すること、保護された品種の増殖素材を国家植物品種権管理庁に提供すること、及び保護された品種の安定性を規定通り維持すること

(2) 当該品種の育成者は、植物品種保護証所有者が保護された品種の増殖素材を維持するのを助ける義務を有する。

第XV章 植物品種に係る権利の移転

第192条 植物品種の使用に係る権利の移転

(1) 植物品種の使用に係るライセンス許諾とは、植物品種の所有者が、自ら有する植物品種を使用する権利のうち1又は複数の行為を遂行するために他人に与える許可をいう。

(2) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、当該権利が共同所有に該当する場合は、全所有者により同意されなければならない。

(3) 植物品種の使用に係るライセンス許諾は、書面契約の様式により行われるものとする。

(4) 植物品種の使用に係るライセンス許諾契約は、実施権者の権利を不当に制限する規定、

特に当該植物品種に対する実施許諾者の権利から派生するものでもなく、その保護を目的とするものでもない規定を有してはならない。

第 193 条 ライセンス許諾契約における当事者の権利

(1) ライセンス許諾者は、使用に係るライセンスを第三者に譲渡することを実施権者に対して許可し又は許可しない権利を有する。

(2) 実施権者は、次の権利を有する。

(a) 使用に係るライセンスを、実施許諾者が合意するときは、第三者に譲渡すること

(b) 実施権者に損害をもたらす第三者による侵害に対して必要な措置を講じるよう実施許諾者に請求すること

(c) 当該請求の日から 3 月以内に実施許諾者が(b)に従い請求の通りの行為をしなかったときは、第三者による侵害を防止する必要な措置を実施すること

第 194 条 植物品種に係る権利の譲渡

(1) 植物品種に係る権利の譲渡とは、植物品種の所有者が当該植物品種のすべての権利を譲受人に対して移転させることをいう。譲受人は、所定の手続に従い国家植物品種権管理庁に対する当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種保護証の所有者になるものとする。

(2) 植物品種の権利が共同所有に基づくときは、当該権利の譲渡には全所有者が同意しなければならない。

(3) 植物品種に対する所有権の譲渡は、書面契約によらなければならない。

(4) 国家予算による植物品種に対する所有権の譲渡は、技術移転法の諸規定に従って行われる。

第 195 条 植物品種の使用に係る強制ライセンス許諾についての根拠及び条件

(1) 次の場合は、植物品種を使用する権利は、第 196 条(1)にいう国家所管当局の決定に基づいて、保護証所有者又はその者の被指名人(以下「植物品種を使用する排他権の所有者」という)の許可を取得することなしに、他の組織又は個人に対してライセンスされるものとする。

(a) 当該植物品種の使用が、国防、国家安全保障、人民のための疾病予防、治療及び栄養の必要性を満たし又は他の緊急の社会的必要を満たすことにある公共の利益、非商業目的のためである場合

(b) 植物品種を使用する需要及び能力を有する者が、合理的な期間に価格及びその他の商業的条件を交渉する最善の努力をしたにも拘らず、当該植物品種を使用する排他権の所有者とライセンス許諾契約の締結について、合意に達できなかった場合

(c) 当該植物品種を使用する排他権の所有者が競争法令に基づく競争の制限行為を行っているとみなされる場合

(2) 当該植物品種を使用する排他権の所有者は、当該権利を終了させる権利を有し、(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり、かつ、再現の虞がないときは、当該使用の権利の終了を請求する権利を有する。ただし、当該終了が実施権者に対して有害で

ないことを条件とする。

(3) 植物品種を使用する権利は、国家所管当局の決定に基づいて次の条件に従って移転されるものとする。

(a) 当該使用の権利は、非排他的であること

(b) 当該使用の権利は、(1)(c)にいう場合を除き、特に国内市場への供給のためである強制ライセンスの目的を達成するのに十分な範囲及び期間のみに限定されること

(c) 実施権者は、その者の事業施設の譲渡と共にするときを除き、当該使用の権利を他人に譲渡してはならず、また他人にサブライセンスを付与してはならないこと

(d) 実施権者は、政府の規定する報酬枠に応じて、各特定の場合における当該使用の権利の経済的価値を参酌し、植物品種を使用する排他権の所有者に対して、適正な補償金を支払わなければならないこと

(4) 政府は、植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾及び(3)(d)にいう補償金の構成の場合について特別規定を制定する。

第 196 条 強制的決定に基づく植物品種を使用する権利をライセンス許諾する権限及び手続

(1) 農業地方開発省は、第 195 条(1)に規定する場合においては、関係請求に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利のライセンス許諾に関する決定を下す。省、省レベルの当局は、第 195 条(1)にいう場合においては、農業地方開発省との協議に基づいて、その国家管理の範囲内にある分野において植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す。

(2) ライセンス許諾の決定は、第 195 条(3)に従い当該使用の範囲及び条件を定めなければならない。

(3) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定を下す国家所管当局は、この決定を、当該植物品種を使用する排他権の所有者に通知しなければならない。

(4) 植物品種を使用する権利をライセンス許諾する決定又は植物品種を使用する権利をライセンス許諾することの拒絶に関する決定は、これについて異議を申し立てることができ又は法律による訴訟に従うことを条件とすることができる。

(5) 政府は、本条にいう植物品種を使用する権利のライセンス許諾に係る手続について特別規定を制定する。

第 197 条 強制ライセンス許諾の場合における保護証所有者の権利

植物品種を使用する権利の強制ライセンス許諾に服する保護証所有者は、次の権利を有する。

(1) 当該使用の権利の経済的価値に相当するか又は類似の範囲及び期間を有する当該権利の契約ライセンス許諾の価格と同等の適正な補償金を受領すること

(2) 当該強制ライセンス許諾に至った条件がもはや存在しないとき、又は強制ライセンスの補正、取消、若しくは無効が強制ライセンス実施権者に損害を与えないときは、国家植物

品種権管理庁に対して当該補正，取消又は無効を請求すること

第 V 部 知的所有権の保護

第 XVI 章 知的所有権の保護に関する総則

第 198 条 自身による保護に対する権利

(1) 知的所有権所有者は，自らの知的所有権を保護するために次の措置を適用する権利を有する。

(a) 知的所有権の侵害を防止するために技術的措置を講じること

(b) 知的所有権の侵害行為を犯した組織，個人に対して，当該侵害行為を終了し，謝罪し，公的に是正し，かつ，損害に対して補償するよう請求すること

(c) 国家所管当局に対して，本法並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求すること

(d) 自らの正当な権利及び利益を保護するために管轄裁判所における訴訟又は仲裁を提起すること

(2) 知的所有権の侵害行為により生じた損害を被ったか，又は消費者若しくは社会に損害を生じた知的所有権の侵害行為を発見した組織及び個人は，国家所管当局に対して，本法の規定並びに他の関係法及び規則の規定に従い知的所有権の侵害行為を取り扱うよう請求する権利を有する。

(3) 不正競争行為により生じた損害を被ったか，又は被る虞がある組織及び個人は，国家所管当局に対して，第 202 条に規定する民事救済及び競争に関する法律に規定する行政的救済を適用するよう請求する権利を有する。

第 199 条 知的所有権の侵害行為に対する救済

(1) 他人の所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は，当該侵害の内容及び程度に応じて民事救済，行政的救済，又は刑事救済についての責任を負う。

(2) 適切な場合において，国家所管当局は，暫定的措置，輸入及び輸出に関して知的所有権関連の管理措置，及び予防措置を適用する権利を有し，また本法並びに他の関係法及び規則に規定の通り行政罰が科されることを保証する。

第 200 条 知的所有権の侵害を取り扱う当局

(1) 裁判所，検察庁，市場管理局，税関，警察庁及び全レベルの人民委員会は，その職務及び権限内で，知的所有権の侵害行為を取り扱う権利を有する。

(2) 民事救済及び刑事救済の適用は，裁判所の権限に属する。適切な場合は，裁判所は，法律及び規則に従い暫定的措置を適用する権利を有する。

(3) 行政的救済の適用は，検察庁，警察庁，市場管理局及び全レベルの人民委員会の権限に属する。適切な場合は，前記機関は，予防措置を適用し，かつ，法律及び規則に従い行政罰が科されることを保証する権利を有する。

(4) 輸入及び輸出に関する知的所有権国境管理措置の適用は，税関の権限に属する。

第 201 条 知的所有権の検査，査定

(1) 知的所有権に関する検査及び査定とは、本条の(2)と(3)に規定する組織又は個人が知的所有権における自らの知識及び専門的意見を使用して知的所有権侵害事件に関係する事項に関する査定、結論を作成することをいう。

(2) ベトナムにおける外国の法律事務所を除いて、以下の条件を満たす企業、合作社、事業家、法律事務所は、知的所有権の査定を実施することができる。

(a) 法律の諸規定に従って、当該査定に必要する要求を満たせる人材、設備と技術を有すること

(b) 経営登録証明書、事業登録証明書に記述された知的所有権の査定を実施する機能を有すること

(c) 組織の所長又は当該所長により授権された者は知的所有権の査定員証を持っていること

(3) 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的所有権の査定員証を発給される。

(a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと

(b) ベトナムに恒久住居していること

(c) 専門家としての倫理観が正しいこと

(d) 査定員証の発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で5年間以上の経験を経過して査定業務の試験に合格したこと。

(4) 国家所管当局は、自らが受理した事件を処理するために知的所有権に関する検査、査定を要求する権利を有する。

(5) 知的所有権所有者及び他の関係組織又は個人は、自らの正当な権利及び利益を保護するため知的所有権に関する検査、査定を請求する権利を有する。

(6) 政府は、知的所有権に関する検査、査定に関する組織と作業を細則に規定する。

第 XVII 章 民事救済による知的所有権に対する侵害の取扱

第 202 条 民事救済

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

(1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること

(2) 評判の是正及び謝罪を強制すること

(3) 民事的義務の遂行を強制すること

(4) 損害に対する補償を強制すること

(5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

第 203 条 訴訟当事者の権利及び立証責任

(1) 知的所有権の侵害に対する訴訟における原告及び被告は、民事訴訟法及び本法に規定す

る権利及び立証責任を有する。

(2) 原告は、その者が次の証拠の 1 を有する知的所有権所有者であることを立証しなければならない。

(a) 著作権登録証、隣接権登録証、保護証書の有効な謄本、又は著作権及び隣接権の国家登録簿、工業意匠、回路配置の国家登録簿、及び保護植物品種の国家登録簿からの抄本

(b) 著作権登録証、隣接権登録証のない場合は著作権、隣接権の確定の根拠を立証するのに必要な証拠、また、営業秘密、商号又は周知標章に対する権利を立証するのに必要な証拠

(c) 実施する権利が契約に基づいてライセンスされている場合は、知的所有権の行使に係るライセンス許諾契約書の写し

(3) 原告は、知的所有権侵害又は不正競争行為の証拠を提出しなければならない。

(4) 生産方法である特許発明に係る権利の侵害に対する訴訟において、次の場合は、被告は、その者の製品が保護された方法以外の方法により製造されていることを立証しなければならない。

(a) 保護された方法により製造された製品が新規である場合

(b) 保護された方法により製造された製品が新規でないが、当該保護された方法の所有者は、被告の製品が保護された方法により製造されていると信じており、かつ、合理的な措置が取られたにも拘らず被告により使用された方法を特定できなかった場合

(5) 知的所有権の侵害に対する訴訟当事者が、自らの主張の実証に関する証拠が他の当事者の管理下にあり、それ故入手不可能であることを立証した場合は、前者は、当該証拠を後者に強制的に提出させるよう裁判所に対して請求する権利を有する。

(6) 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、第 205 条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

第 204 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての原則

(1) 侵害により生じた損害は、次のものを含む。

(a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止及び回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。

(b) 精神的損害は、名誉、威厳、威信、名声に対する損失、並びに文学的、美術的、科学的著作物の著作者に対して、実演者に対して、発明、工業意匠、回路配置の創作者に対して、及び植物品種育成者に対して生じたその他の精神的損失

(2) 損害のレベルは、知的所有権所有者がその者の知的所有権の侵害により蒙った実損を根拠として決定されるものとする。

第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害の決定についての根拠

(1) 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次の根拠の 1 に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。

(a) 原告の利益減少分が全物理的損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された

全物理的損害に侵害の結果として被告が得た利益を加算した額

(b) 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、犯された侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用する権利の移転の価値

(c) (a)及び(b)に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5億ベトナム・ドンを超えないものとする。

(2) 原告が、知的所有権の侵害がその者に精神的損害を生じたことを立証することに成功したときは、その者は裁判所に対して、損害のレベルに応じ500万ベトナム・ドンから5000万ベトナム・ドンの範囲で補償金額を決定するよう請求する権利を有する。

(3) (1)及び(2)にいう損害に加え、知的所有権所有者は、侵害者に強制して弁護士雇用の合理的な費用を支払わせるよう裁判所に対して請求することができる。

第206条 暫定的措置の適用を裁判所に請求する権利

(1) 訴訟提起時又はその後、知的所有権所有者は、次の場合は暫定的措置を講じるよう裁判所に対して請求する権利を有する。

(a) 知的所有権所有者に対して回復不能な損害を与える脅威が存在する場合

(b) 知的所有権に対する侵害容疑の商品及び関係する証拠について、それらが適時に保護されないときは、散乱又は廃棄の脅威が存在する場合

(2) 裁判所は、当該暫定的措置に責任を有する当事者の意見を聴取する前に、(1)に規定する知的所有権所有者の請求により暫定的措置の適用を決定することができる。

第207条 暫定的措置

(1) 次の暫定的措置は、知的所有権侵害容疑の商品に対して又は当該商品を生産若しくは取引するための素材、原料又は用具に対して適用可能とする。

(a) 没収

(b) 差押

(c) 封印、状態の変更又は置換の禁止

(d) 所有権移転の禁止

(2) その他の暫定的措置は、民事訴訟法に従い適用されるものとする。

第208条 暫定的措置を請求する者の義務

(1) 暫定的措置を請求する者は、第203条(2)に規定する資料及び証拠の提出を含めて、第206条(2)に規定するその者の請求する権利を立証する義務がある。

(2) 暫定的措置を請求する者は、暫定的措置による債務者が当該知的所有権を侵害していないと認められた場合は、その者に対する損害についての補償金を支払う義務を有する。この義務の履行を保証するため、暫定的措置の適用を請求する者は、次の形態の1により保証金を供託しなければならない。

(a) 暫定的措置適用の対象である商品の価値の20%相当の金額、又はそれらの商品の評価が不可能のときは少なくとも2000万ベトナム・ドンを供託すること

(b) 銀行又は他の信用組織が発行した保証書類を提出すること

第 209 条 暫定的措置適用の終了

(1) 裁判所は、暫定的措置の適用については、民事訴訟法第 122 条(1)にいう何れかの場合、又は暫定的措置による債務者が当該暫定的措置の適用が不合理であることの立証に成功した場合は、これの終了を決定しなければならない。

(2) 暫定的措置適用の終了の場合は、裁判所は、第 208 条(2)にいう供託金を請求人へ償還することを考慮しなければならない。暫定的措置適用の請求が不合理であり、暫定的措置による債務者に対して損害を生じるときは、裁判所は、請求人に対し強制的に当該損害の補償をさせなければならない。

第 210 条 暫定的措置適用に係る権限及び手続

暫定的措置の適用に係る権限及び手続は、民事訴訟法第 1 部第 VIII 章の規定に従わなければならない。

第 XVIII 章 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱；知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 1 節 行政及び刑事措置による知的所有権の侵害の取扱

第 211 条 行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

(1) 知的所有権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。

(a) 著作者、所有者、消費者又は社会に対して損失を及ぼす知的所有権侵害をすること

(b) 本法の第 213 条にいう知的所有権の偽造商品を生産し、輸入し、輸送し、取引するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(c) 偽造の商標または地理的表示を付したスタンプ、ラベルまたは他の物品を生産し、輸入し、輸送し、取引し、保有するか又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(2) 政府は、行政罰を受けるべき知的所有権の侵害行為、処罰の形態、程度とその手続について細則に規定する。

(3) 知的所有権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。

第 212 条 刑事罰を受けるべき知的所有権の侵害行為

犯罪を構成する要因を有する知的所有権の侵害行為を犯した個人は、刑法及び規則に従い刑事罰を科されるものとする。

第 213 条 知的所有権の偽造商品

(1) 本法にいう知的所有権の偽造商品は、(2)にいう偽造標章商品又は偽造地理的表示商品(以下「偽造標章商品」という)並びに(3)にいう著作権違反商品を含む。

(2) 偽造標章商品とは、当該商品に係り保護された標章又は地理的表示と同一又は実質的に識別不能な標章若しくは標識を、当該標章の所有者又は当該地理的表示の管理組織それぞれの同意なしに付した商品又は包装である。

(3) 著作権違反商品とは、著作権所有者又は隣接権所有者の同意なしに作成された複製であ

る。

第 214 条 行政違反処罰及び矯正措置

(1) 第 211 条(1)にいう知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、強制的に当該侵害を終了させられ、次の主たる行政罰の 1 に処せられるものとする。

(a) 警告

(b) 罰金

(2) 侵害の性質及びレベルに応じて、知的所有権を侵害した組織及び個人は、次の追加的行政罰に処せられる。

(a) 知的所有権の偽造商品及び当該偽造商品の製造又は取引に主として使用された素材、原材料及び用具の没収

(b) 関係事業活動の一定期間の停止

(3) (1)及び(2)にいう行政罰に加え、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人は、次の矯正措置に服するものとする。

(a) 知的所有権侵害品の強制破壊、強制頒布、非商業的目的のための強制使用を行う。知的財産権侵害品の製造や取引に用いられた用具、原材料、製造用材料への措置も同様とする。ただし、当該破壊、頒布または使用が知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。

(b) 知的所有権侵害品でベトナム通過品については、ベトナムの領土からの強制撤去を行う。知的財産権侵害品やそれ（知的財産権侵害品）を製造し、取引するために輸入された用具、原材料については侵害部分を除去した後に強制再輸出を行う。

(4) 知的所有権の侵害行為に対する処罰形態、処罰の権限は、行政違反処罰に関する法律に従って行われること。

第 215 条 予防措置の適用

(1) 次の場合は、組織及び個人は、所管当局に対して、行政措置を適用し、かつ、行政罰が(2)に従い科されることを保証するよう請求する権利を有する。

(a) 知的所有権の侵害行為が消費者又は社会に対して深刻な損害を生じることがある場合

(b) 侵害手段が散逸し又は侵害者がその責任を回避する脅威が存在する場合

(c) 行政罰の実施を保証するための場合

(2) 知的所有権の侵害に対する行政的手続に基づいて適用可能な行政的予防措置には、次のものを含む。

(a) 関係個人の一時的拘留

(b) 当該侵害に使用された商品、手段及び用具の一時的留置

(c) 関係個人の調査

(d) 侵害商品、手段及び用具が保管されている場所の調査

(dd) 法律及び規則に従う行政上の予防措置

第 2 節 知的所有権関係の輸入及び輸出の管理

第 216 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置

- (1) 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置は、次のものを含む。
- (a) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止
- (b) 知的所有権侵害の標識を含む商品の検出の監督
- (2) 知的所有権侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置であり、これは当該知的所有権所有者が、侵害処理を請求し、かつ、暫定的措置若しくは予防措置の適用を請求する権利を行使し、また行政罰を科すべきことを確保する根拠として役立つものである。
- (3) 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督は、税関手続の停止を請求するために情報収集を目的として知的所有権所有者の請求により講じられる措置である。
- (4) (2)又は(3)にいう措置適用の過程の間、何らかの商品が第 213 条に従い知的所有権の偽造商品であると認められたときは、税関は、第 214 条及び第 215 条にいう行政措置を適用する権利及び義務を有する。

第 217 条 知的所有権関係の輸入及び輸出の国境管理措置の適用を請求する者の義務

- (1) 知的所有権関係の輸入及び輸出に関する国境管理措置の適用を請求する者は、次の義務を有する。
- (a) その者が第 203 条(2)にいう資料及び証拠を提出することにより知的所有権所有者であることを立証すること
- (b) 知的所有権侵害容疑の商品を特定し、かつ、侵害商品を発見するのに十分な情報を提供すること
- (c) 税関に対して申請書を提出し、かつ、法律及び規則により定められた手数料及び料金を納付すること
- (d) 管理措置に服した商品が知的所有権を侵害しないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害及びその他の蒙った経費を支払うこと
- (2) (1)(d)に規定する義務の履行を保証するため、税関手続の停止措置の適用を請求する者は、次の方法の 1 により保証金を供託しなければならない。
- (a) 税関手続の停止の対象である商品ロットの価値の 20%相当の金額、又は当該商品ロットを評価することが不可能なときは、少なくとも 2000 万ベトナム・ドンを供託すること
- (b) 銀行又は他の信用機関により発行された保証書類を提出すること

第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続

- (1) 税関手続の停止を請求する者が、その者の第 217 条に規定する義務を適切に履行しなかったときは、税関は、関係商品ロットに関する税関手続の停止に関する決定を発出しなければならない。
- (2) 税関手続の停止期間は、税関手続の一時停止の申請者がその一時停止に関する税関機関の通知を受領した日から 10 日間とする。この期間は、税関手続の停止を請求する者が正当

な理由を有し、かつ、第 217 条(2)にいう追加金額を供託したときは、20 日まで延長することができる。

(3) (2)に規定の期間の満了時に、税関手続の停止を請求する者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関が商品ロットの輸入者を行政手続に基づいて取り扱う事件を受理しなかったときは、税関は次の通りしなければならない。

(a) 当該商品ロットに係る税関手続の完成を継続すること

(b) 税関手続の停止を請求する者に対して、強制的に、税関手続停止の不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、及び税関が被った商品の保管保存経費並びに税関に関する法律及び規則に従い税関及び他の関係組織及び個人が被ったその他の費用を支払わせること

(c) 税関手続の停止を請求する者に対して、義務を履行し、かつ、(b)にいう全費用支払の後、供託保証金の残額を償還すること

第 219 条 知的所有権侵害の標識を含む商品を検出する審査及び監督

知的所有権所有者が知的所有権侵害の標識を含む商品ロットを検出するために審査及び監督を請求するとき、及び当該商品ロットが検出されたときは、税関は、直ちに当該審査及び監督を請求した者に対して通知しなければならない。当該通知の日から 3 就業日以内に、当該請求をした者が商品の検出されたロットに関して税関手続の停止を請求せず、税関が当該商品ロットの輸入者を第 214 条及び第 215 条に従い行政措置により取り扱うことを決定しないときは、税関は、当該商品ロットに係る税関手続の完成を続行しなければならない。

第 VI 部 施行規定

第 220 条 経過規定

(1) 本法発効日前に適用の法定書類に基づいて保護されていた如何なる著作権又は隣接権も、それが発効日現在なお保護期間にあるときは、本法に基づいて引き続き保護されるものとする。

(2) 本法の発効日前に所管当局に対して提出済みの著作権、隣接権、発明、実用新案、工業意匠、商標、原産地名称、回路配置、植物新品種の登録出願書類は、出願時の法定書類に従い取り扱われるものとする。

(3) 本法の発効日前に適用の規定に基づいて付与された保護証書により付与されたすべての権利及び義務、並びにこれらの保護証書に関する維持、延長、訂正、満了、無効化、使用権の移転、所有権の譲渡、紛争の解決は、本法に従うことを条件とする。ただし、保護証書の無効化は、その証書の発給の検討に適用された有効な法的文章の諸規定に従うこととする。この規定は、本法が発効前に有効になった法律に従って発行された商品の生産地の名称を掲載する決定に対しても適用される。工業所有権を管理している国家機関は、商品の生産地の名称に関する地理的表示の登録証明書の発給手続きを行う。

(4) 営業秘密、地理的表示、商号、及び工業所有権の保護並びに工業所有権関係の不正競争

に対する権利の保護に関する政府の 2000 年 10 月 3 日付け政令第 54/2000/ND-CP 号に基づいて存在し保護されている営業秘密及び商号は、引き続き保護されるものとする。

(5) 本法の発効日から、(4)にいう政令に基づいて保護されたものを含む地理的表示は、それが国家工業所有権庁に登録されたときにのみ、保護されるものとする。

第 221 条 効力

本法は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

第 222 条 施行指針

政府及び人民最高裁判所は、本法の施行のために詳細規定を制定し、かつ、指針を提供する。

[2009 年 6 月 19 日裁可の法律]

第 1 条

知的財産法の諸条項を改正し追加する。[改正追加部分は上記に盛り込み済]

第 2 条

50/2005/QH11 号の知的財産法の第 11 条(2)(3)(5)、及び第 50 条(2)(a)、第 51 条(4)に記述した「文化情報省」を「文化スポーツ観光省」に変更する。[上記に盛り込み済]

第 3 条

1. 本法は、2010 年 1 月 1 日から施行する効力を有する。
2. 政府は、本法に規定する条項の実施詳細と実施案内を作成し、国家管理の面での要求を満たすために本法の他の必要な内容について案内する。